

ます。
○高杉勉忠君 効率的な情報を達成するには同
一もしくは類似のソフトウェア開発に対する重複
投資を回避して、先進的なソフトウェアの開発
に重点を置くとともに、随所で開発されたま
まになっていくソフトウェアの活発な流通を図る必
要があると思うのです。そのためにまず第一に、
ソフトウェアの流通に不可欠な課題として、ソフ
トウェアが第三者によって盗用されたりすること
のないよう何らかの法律上の保護を与えることと
あると考えております。

私の調べたところでは、ソフトウェアについて
は既存の無体財産権に関する法律では十分な保護
はされないというのが通り相場になっているん
です。果たしてこのままの状態に放置していいの
か、私は疑問に思っております。そこで政府の考
え方をお聞かせをいただきたいと思うのです。
○政府委員(豊島格君) プログラムの保護の現状
でございますが、プログラムの法的保護につきま
しては、著作権法あるいは特許法が関係法でござ
いまして、詳しくは直接所管の省庁にお聞きいた
だいた方が適切であろうかと思いますが、私ども
の理解しておるところでは、著作権法において
は、その対象となつてゐるものの第三者の不正使
用については必ずしも十分な保護がなされてゐる
とは言えない現状であると承知しております。と
申しますのは、著作権法上保護いたしております
のは、それを翻訳するとか、あるいはコピーする、
複写をする、そういうものについては取り締まら
れておりますが、使用権としてのソフトウェアとい
いますか、プログラムについてはどうも保護され
ておらないと、こういうことでございます。

それから、工業所有権法につきましては、装置
等のハードと一体となつた場合には、これは合わ
せて特許の一部として対象となつてゐることでござ
います。ソフトウェアが独立した場合には、こ
れも保護の対象にならない、こういうことでござ
いまして、いわゆる今後のソフトウェアが独立し
て権利として生きます、流通するといひますか、

取引されるためには、使用権そのものが何らかの
形で保護されなくちゃいけない、こういうふう
に考えておられて、この点は今後の大きな問題で
ございまして、関係各省とも十分御相談申し上
げ、あるいは国際的な動きを十分踏まえつつ、対
策、処置を考えていかなくちゃいけないと、この
ように考えております。

それから、先ほど先生御指摘がございましたア
プログラムの開発の権利はだれに帰属するのかとい
うことでございまして、この点先ほどお答えをし
ておらないわけでございますが、この点について
申し上げますと、プログラムの開発者が当然その
権利を持つておるといふことで、現実のプログラ
ムの取引そのものもこの権利を中心としてその使
用を許諾するといふ形で行われておるわけでござ
います。その場合、先ほど先生のおっしゃいま
した一体それを開発した従業員なのか、あるいは
会社なのか、委託者なのか、それを委託を受けた
受託者なのか、こういうことでございまして、こ
の点につきましてはほぼ著作権の発生と同様と考
えられておられて、従業員が企業の発意と費用
で考案する場合が多いと思われまますが、これは企
業に権利が発生するといふことが大体いきさつ上
一般的であろうかと思ひます。

それから、委託契約の場合どうかという点も御
指摘があつたわけでございまして、委託会社と受
託者のどちらに権利が発生するかは、その費用の
負担、ノーパーハの提供状況等によりまして、ど
ちらかに帰属する場合、あるいは共有になる場合と
いふことがあるかと思ひますが、これは契約によ
つて実際上決まると、このように考えておりま
す。ちよつと補足させていただきます。

○高杉勉忠君 いまお答えいただきましたよう
に、そういう現行法の体系のもとでは十分な保護
をこれが与えられていないという現状ですから、
ソフトウェアの法的保護を考えた場合、実際には
どのようなすればどの程度の保護を受けられるの
か、特許と著作権の適用及び現行の民法上、契約
法あるいはまた不法行為法の分野からこういう

ものを考えますと、どのような具体的なにお考
えを持つておられるのか、これもあわせて伺いた
いと思ひます。

○政府委員(向阪浩君) 特許法の観点からお答え
申し上げます。

現在特許庁においては、コンピュータソフト
ウェアそれ自体では特許しないという運用が確立
いたしております。これは、ソフトウェア自体は
自然法則を利用した技術的思想の創作ではないと
いう観点でございます。ただいま申し上げました
自然法則を利用した技術的思想の創作といふのは、
先生御案内のとおり、これは特許法の第二条
第一項の発明の定義でございます。

○説明員(吉田茂君) 著作権の面からまいります
と、プログラムの無断複製は著作権法上認められ
ないといふことになるわけでございますが、いわ
ゆるプログラムの法的保護と言つた場合には、先
ほど御指摘のありましたような実施の問題を含め
まして、著作権法上プログラムの保護には一定の
限界が存するといふふうに考えられておるわけ
でございます。

○高杉勉忠君 その一定の限界といふのはどうな
んですか。

○説明員(吉田茂君) 先ほど御指摘がございま
したが、著作権の場合にはその対象になるもの
内容よりも表現を保護の対象にするといふことで
ございまして、複製をするといふことについて
は、これは著作権者に無断で複製はできないとい
うことにならうかと思ひます。ただそれを、プロ
グラムを実施していくと、実際機械にかけて機能
させていくといふそのこと自体については、現在
の著作権制度ではそれを保護の対象にはしていな
い。これは世界的にも著作権制度の中では、そ
ういつた実施についてはこれを対象にするといふ
ことが行われていないという実態があるわけでござ
います。

○高杉勉忠君 ソフトウェアに関する特許出願の
状況はさきわめて少なく、現在の審査における取
扱いは原則として拒絶しているといふふうに聞い

てゐるんです。一定の条件のものについては特許
出願の対象にされてゐるとこれも聞いてゐるん
ですけれども、そこで何うなのですが、現在特許を認
められたソフトウェアはどの程度のものになつて
いるのか、これがまず第一。それからまた、特許
侵害に関して係争中のものはあるのかどうか、第
二点。第三点として、さらに審査の例、判例、こ
れはあるのかどうか。この諸点についてその実情
について伺ひたい。

○政府委員(向阪浩君) ソフトウェアにつきま
しては、ソフトウェア単体では特許の対象になら
ないといふことは先ほど御説明したとおりでござ
います。ただし、ソフトウェアが具体的な装置と不
可分に結びついて一定の自然法則に従ひ技術的効
果をもたらす場合は特許の対象にいたしてござ
います。きわめて限られたものでございます。

これにつきまして出願の状況等でございます
が、これはソフトウェアだけという観点では資料
を持つておりませんが、ハードウェアと一体のも
のにつきまして出願状況は、ハードウェア及び
ハードウェアと一体にソフトウェアを含む出願と
いう意味でございまして、出願状況は、昭和五十
二年二月から昭和五十七年二月末までの最近五
年間に公開された公開公報によると、出願約三万
五千件といふことでございます。

そのうちプログラムを組み込んだ装置等に関連
する出願といふものは、これは的確にはわかりま
せんが、そのうち経験的には数%程度あるものと考
えられます。実数は明確には把握できません。

それからハードと一体のものにつきましては、
それぞれ審査基準に照らして審査をし、登録した
もの、拒絶したものそれぞれあると思ひます。電
算機関係全体での公告率は約六〇%でございま
すので、大体その経験則が当てはまるのではな
かろうかといふふうに考えております。

それから審査の例等でございますが、これはソ
フトウェア単体についての侵害といふものは存在
いたしませんので、それにつきましても審査例、
判例は承知しておりません。

それから審判の例で、ソフトウェアであるという理由で拒絶査定をされ、さらに審判で争った結果、審判においても原査定を支持したという案件はございます。

以上でございます。

○高杉雄忠君 侵害については。

○政府委員(向阪浩君) 侵害につきましては、ソフトウェア単体の侵害はございません。

○高杉雄忠君 諸外国、中でも欧米諸国においてもコンピュータの発展とともにコンピュータプログラムなどの法的保護をどのようにして図るかが重要な問題となりつつあると聞いています。その動向について、特に新しい動きとしてWIPPO、世界的な所有権機関の活動及び新規定法が注目を集めていますけれども、その実情について伺いたいと思います。

○政府委員(豊島格君) 諸外国におけるプログラムの保護に関しては、アメリカが一番進んでおるわけですが、いま先生御指摘のございました世界的な所有権機関WIPPOにおきましては、一九七八年からコンピュータソフトウェアの保護に関する国内法のためのモデル条項というのが発表されております。しかし、これがどのようなふうにかつこうで今後進むのか、この辺の見通しについては、相当たつておりますが、まだ見通しを得るという段階にはなっていないということでございます。

○高杉雄忠君 著作物概念は、純粋に文化的な所産のみではなくて、産業的なものにも拡張されていると思うのです。ソフトウェアも著作物といえるのではないかと考えるんですけれども、しかしながら、すべてのソフトウェアが著作物であるかどうかは疑問であると私も思います。このあたりの疑問について答弁を願いたいと思うのですけれども、職務著作における著作権をどう考えるか。

それからまた、登録、それから寄託に関してはわが国及び世界の大勢は無方式主義、これをとっているんですね。それで、ソフトウェアの場合何

らかの登録や寄託が必要となれば無方式主義との関係をどう考えるのか。この点も非常に、私としてもむずかしい点だろうかと思えますけれども、これはどういうふうに分けて考えておられるのか、この点もちょっと考え方を聞かしていただきたいと思うのです。

○説明員(吉田茂君) コンピューターに関連いたします著作権問題につきましては、文化庁に著作権審議会というのがございまして、著作権審議会の第二小委員会というところで検討を行っていたわけでございますが、その報告書が公表されておるわけでございます。それによりまして、コンピュータプログラムはコンピュータの操作、利用を目的とする、そのため表現よりも内容が重視されるという特色があるわけでございますが、そこにプログラムを作成した人の思想及びその具体的表現を他人がそれを認識することができるということになりまして、そういう意味での創作性のあるプログラムというものは現行著作権法において、先ほど申し上げましたような無断複製が許されないとはいふ意味で、保護の対象となる著作物であるというふうに解されるわけでございます。

著作名義の関係でございますが、プログラムの著作人はプログラムを創作する者でございますが、法人などの従業者により、その職務として作成された、かつ法人等の著作の名義で公表されるというところには別段の定めがない限り、その著作人というものは現実にはプログラムの作成に当たった従業者ではなくて、その法人等が著作人になるというふうな考えられておるわけでございます。最後に御指摘のございました登録、寄託の関係でございますが、これにつきましてはプログラムが著作権で保護されるための要件として、登録、寄託等の一定の方式というものの履行が必要ということになれば、現在わが国が著作権の制度の面で加入しておりますベルヌ条約上の原則でございます無方式主義、これは、著作権の権利の発生に

つきましては格別の方式は要しないという大原則でございますが、そのベルヌ条約上の原則でございます無方式主義に反することになるといふふうに考えられるわけでございます。

○高杉雄忠君 次に、ソフトウェアに関する国際条約の関係について伺うのですが、ソフトウェアの流通は単に一国内だけではなくて、国際的な広がりを持つに至っているわけですね。ソフトウェアの法的保護の問題は、その国際的な適用関係を抜きにしては考えられないと考えます。現在、特許や著作権に関しては、これまで種々の国際条約が結ばれているといえますけれども、ソフトウェアに関する特別の条約はないと思うのです。そこで、ソフトウェアに関してこれらの国際条約の適用があるのかどうか。ない場合、新たに条約を結ぶ必要があると考えられますが、これらについてはどういうようにお考えになつておられるか伺いたいと思います。

○政府委員(向阪浩君) コンピュータープログラムについては諸外国の現状を見ますと、イギリス、フランス、西ドイツ等のように、特許法の対象から除外している国が多いわけでございます。先生先ほど御指摘のとおりWIPPO、世界的な所有権機関の場において、一九七一年以来、非常に幅広い観点からソフトウェアの保護についての検討を進めておられるわけでございます。一九七八年には、ソフトウェア保護に関する国内法のためのモデル条項もWIPPOから発表されていることも御承知のとおりでございます。

特許庁としては、現状の特許法の考え方、各国の特許法の考え方等々含めまして、今後ともこうしたWIPPO及び各国の動きを十分注視しながら、国際的動向に対して関係官庁とも十分連絡を保ちながら、適宜適切に対処してまいらる所存でございます。

○高杉雄忠君 新たに条約を結ぶという考え方にはどうですか。

○政府委員(向阪浩君) 各国の動向を見ましても、まだ特許法で保護をするという体制にはござ

いません。むしろきわめて否定的な立場でございます。一方、先生御指摘のように、ソフトウェアの重要性からWIPPOで長年にわたりまして勉強をしておる。そして現状では一九七八年に各国の国内法のためのモデル条項の案が発表されておる、各国とも検討をしておるという段階でございます。まして、たちどころに国際条約についてどうかという段階ではないと思えます。

○高杉雄忠君 次に、要員派遣の実情についてお聞きをしたいと思うのですけれども、昭和五十三年の特定サービス業実態調査によりますと、サービス内容別の売上高構成比を見ると、受託サービス、ソフトウェア開発、プログラム作成、要員派遣のこういうような順になつておるんですね。このうち最近の傾向を見ますと、ソフトウェア開発、プログラム作成要員の派遣が漸増しているのが目を引くわけですが、このうち要員派遣の実情についてまた伺いたいと思うのです。

○政府委員(豊島格君) 情報処理産業の業務内容のうち、システム開発、プログラム作成、コンピュータの運営管理受託等の業務につきまして、ユーザーのコンピュータと密接な関係を有するものがございまして、長期にユーザーに滞在して業務を行わしめる、そういうようなことが実際に契約で行われている、こういうのが相当あるわけでございます。この数字につきましては先生御指摘のように、五十五年度におきましては業界全体で一千億円の売り上げがある、すなわちこれは、全体六千七百億円のうちの要員派遣だけで一億、一五％程度の割合といふこととかなる割合が大い、全体的にこれも漸増しておるという御指摘でございますが、全体の売り上げの中における比率はだんだん下がつてきておる、むしろソフトウェア開発その他みずからソフトウェアをやる企業がふえてきておるわけですが、いまだにこの程度だといふのが実態でございます。

○高杉雄忠君 労働省に要員派遣と職安法の関係について伺いますけれども、今日コンピュータユーザーが自分自身でやっていた業務を外部の専

門業者に委託するようになってきているんですね。御承知のとおり、単純な要員派遣は職業安定法、これは労働者供給事業の禁止、こういう条項があるので、これによって禁止をされているために請負契約の形をとらざるを得ないようになっているんですね。ちなみに、現在職業安定法上の請負契約では派遣労働者の指揮監督を派遣元が行うべきであるなど、厳しい条件を課しているんですね。現実には一括受託として行われているためほとんどが職業安定法違反の実情にある、こう思うのですが、このままの状態ではどうか、これは私も非常に疑問に思っているんです。そこで、労働省の方でどういうふうにお考えになっているか、まず伺いたいと思います。

○説明員(若林之矩君) コンピューター産業、特にソフトウェアの開発やコンピューター産業、オペレーション等の情報処理に関する業務処理請負業が最近増加していることは先生御指摘のとおりでございます。これらの事業は業務の性格から申しまして、他の事業所に赴きまして業務の処理をするというふうな関係から、いま御指摘の職業安定法で禁止しております労働者供給事業との関係がしばしば問題になっているわけでございます。これらの業務処理は派遣先の管理者等によります指揮命令が派遣元の労働者に対して及ぶ場合でございますとか、あるいは派遣先の労働者と混在した形で作業が進められます場合には請負と、仮に契約は請負契約ということでございまして、実態として請負としての要件に欠けまして職業安定法に抵触する要素を持っているわけでございます。したがって、これらの業務の処理に当たりましては、受注の範囲を明確にした請負契約によりまして請負事業主としてのすべての責任を完全に果たしますほか、個々の派遣従事者に派遣先事業所の指揮命令が及ぶことのないように私どももこれまで指導してまいりましたところでございます。

これらの業種の業務処理請負につきましては、経済活動に伴います多様なニーズにこたえまして一定の役割を果たしております一方、使用者として

の責任が明確でないといったような問題もございいますことから、これらの事業のあり方を検討いたす必要が高まっておりますわけでございます。このため現在公労使から成ります労働者派遣事業問題調査会というものを設置いたしましてこの問題について検討を重ねているところでございまして、現在四業種を対象に検討を進めておりますが、情報処理の關係業務もその一つとして取り上げているというところでございます。

○高杉勉忠君 今後の要員派遣に対する考え方について伺うのですが、要員派遣業務は厳密には職業安定法違反ということになると思うのです。このたびは情報処理産業だけではなく、たとえば警備保障業とかあるいはビルメンテナンス業務も同様ではないだろうか、こう考えるんです。しかし、これらはすべてを法規制の範囲に行うとすると経済社会での若干の混乱を招くのではないかと考えるんですが、当面、情勢に即応した新しい労働力需給システムのあり方、こういうものを政府は検討してもいいのではないかと、こういうふうに思うのです。

そこで再度伺うのですが、いま申し上げましたような考え方で検討してもいいと思うのですが、どういうふうにお考えですか労働省に伺いたいと思います。

○説明員(若林之矩君) ただいま先生御指摘のよう、ビルメンテナンスでございますとか、警備業、それから事務処理サービス業、それからただいま御指摘の情報サービス業、こういった業種におきまして多く御指摘のような問題が指摘されているわけでございます。先ほど申し上げました労働者派遣事業問題調査会におきましてこの四業種について検討を進めていただいているわけでございます。私どももいたしましてこの調査結果をまわって対応したいというふうな考えでございまして、この調査が五十五年五月に設置されましたが、その前に労働力需給システム研究会というものが労働力需給システムについて検討をされておりました、その提

言というのがございます。その労働力需給システムの研究会の御報告の中では、ただいま申しましたような一定の業種に限定して派遣事業を一定の制約のもとで認め、それについてはいろいろな形で条件を付していく、そういったような考え方も示されているわけでございます。その御報告を受けて先ほど申しました派遣事業問題調査会が具体的な検討を進めているというところでございます。

○高杉勉忠君 お願いとして、情勢に即応したこのいうものをきちんとしていただきたい、これを要請しておきます。

次に、パンチサービス業に関して若干伺いたいと思うのですが、パンチサービス業の場合規模の大小はあっても製造様式、それから機械の仕様にはそれほど差がないと思うのです。それで上るサービス自体には質的な差は私はないと考えるんです。そのために企業間競争が価格面に集中されるだけじゃなくて、きわめて激しく、加えて需給の変動が大きいためにパンチサービスの価格変動は極端に上下しているんですね。そのため代金支払いについては受託パンチ及びパンチャー派遣、いずれも月末の締め切り、そして翌月末の現金払い、こういうような慣例も崩れているんですね。これでサービス料の問題やダンピング、代金支払い、こういうことについて果たしてこれでいいのか、業界の安定のためにも何らかの対応策を考えるべきではないかと、こういうふうにお考えですか伺います。

○政府委員(豊島格君) パンチサービス業は先生の御指摘のように、余り中身としては大差がないということ、要するに人件費が主体ということになるかと思えます。もちろんそのほか機械とか建物の借料とかいろいろあるわけですが、そういう意味で大差がないということかと思えます。それで、その支払い状況はどうなっているかというところでございますが、いま先生御指摘のように、月末締め切りの翌月払いということだと思

ますが、大体慣行でそれのとおり行われているというところかと思えます。ただ一部大手のメーカーないしはユーザーが自分の系列に発注するとき、そういう特殊な関係におきましていまだのところ手形決済というふうなものが行われているということも実態でございます。

したがって、そういう状況の中でどうなるのかということでございますが、いずれにいたしましても、パンチサービス業者というのは情報処理産業の中で欠くことのできない部門を担っておりますわけで、これが健全なる発達をしなければならぬ。しかし、その大部分が零細企業であるということでございます。代金支払いにつきまして非常に条件が悪くなるということでは、その経営基盤そのものが揺らぐということになるかと思えます。したがって、現在行われております手形決済というのはそういう特殊な例でございますが、これが一般に広がるというふうなことがあると非常に困ったことになろうというふうな考えでございまして、この点われわれとしても十分そういうことのないように指導をしていきたいというふうに考えております。

まあ、先生もう一つ御指摘になりました決済のほかに価格問題ということもございまして、この点につきましても分析を深めて、しかるべき措置をとっていく必要があるのではないかと、このことを考えておりますが、日本パンチセンター協会というところにおきましてもこの料金問題につきましましていろいろと研究を進めておるところでございます。その辺の成果も踏まえ協会の指導し、まあ業界を指導していきたい、このように考えております。

○高杉勉忠君 次に、キーパンチャーと職業病との関係について、これは労働省に伺いたいと思うのですが、パンチャーは正確なパンチャーとともに、迅速性も要求されていることは御承知のとおりなんです。現在、一人前のパンチャーといわれるためには、一時間に一万タッチ前後でなくてはならないとされている実情だということを知

ているんですね。しかし、これは昭和三十九年に
出された労働省通達における一週間当たり八千
タッチという基準を上回るものであると思うの
です。キータッチの指圧負担が以前にも比べて一
段と大きなものになっている実情であると思う
のです。そのために、キーパンチャーには職業
病に悩まされている者が相当多いと、こう言わ
れていて、その実情と今後の対策ですね、これ
について伺いたいと思います。

○説明員(橋渡靖君) いまお話がございました
キーパンチャーの健康障害の代表的なものとい
いますのが頸肩腕症候群でございます。そのほか
は腕の腱の周囲の腱鞘炎あるいは腱の周囲の炎
症というふうなものがござります。こういうよう
な手指あるいは上腕の運動負担にかかわる職業
病というものは一括してみますと、昭和五十
四年に新しく労災の支給対象となつた方は三
百九十四名という数字でござります。この数字
は、三、四年間ほぼ横ばいと見ていいかと思
います。著しい変動はござりません。

今後の対策でござりますけれども、いまお話
がございました昭和三十九年の通達を中心とし
ましてこれから指導に努めてまいりたいと、こ
のように考えておりますが、せん孔作業時間あ
るいは休憩時間の面から見た作業時間の管理
の問題、それから照明あるいは騒音等作業環境
の問題、それから配置前等定期的に行う健康
診断の実施、こういうようなものを中心とし
て、今後もこういう職業性疾患の発生が起
こらないように指導してまいりたい、このよ
うに考えておりますが、いまお話がございました
作業のキーのタッチの問題でござりますけれ
ども、これは機械の開発等もかなり進んでござ
りますので、従前の三十九年の基準で果たし
て妥当かどうかという意見も出ておりますので
、そういう点については、今後見直しをなが
ら指導してまいりたい、このように考えてお
ります。

○高杉雄忠君 これも要請でありますけれども、

三十九年に出されたときの八千タッチです
ね、もうすでに一万タッチになっているわけ
ですから、おのずからやっぱ指圧等について
は負担がかかることはもう間違いない。で
すから、その裏づけになるいまの時代にふ
さわしい基準を、きちっと出していただ
きたい、これは要請をいたしておきま
す。

それからパンチ業務における労働管理
体制についてさらに伺いたいと思つてござ
りますけれども、パンチサービスマネー
ジメントの課題というのは、何といつても
労働力の獲得ですね。それから教育、確
保、こういうことになると思つてござ
ります。中でも緊急に必要なのは獲得、こ
ういうふうになると思つてござります。し
かし、現実の対応は従前の域を脱しない
で、たとえば採用面では新聞広告や勧誘
が、また、確保面においては求人か
のスピーディーな中心としたグループ制
ですね、それから報酬制、報酬制の中
では特に勤続年数によって海外旅行、こ
ういうふうなこともあわせてのものによ
つて頻つて行われているわけですね。そ
うなために激しく変動する状況にもか
かわらず、従業員の適切な管理ですね、こ
れがどうも行われていないというの
が実情だろうと思つてござります。その
業界の労働事情の悪さについて、私は
いま申し上げましたような状況で放置
しておいては健全な情報処理産業の
発展というのには望めないと思つて
ござります。そういうふうにお考えにな
つていらっしゃるか、伺いたいと思
つてござります。

○説明員(岡部光三君) パンチサー
ビス業におきまして基幹労働者である
キーパンチャー等の労働管理の問題で
ござりますが、御指摘のようにその適
切な管理がこれから要請される段階
だろうと思つてござります。たとえばこ
の労働条件面で考えてみますと、たと
えば女性キーパンチャーの月間の所
定労働時間、これは百六十四時間とい
うことでござります。これを全産業の
女子労働者と比較をいたしてみます
と、所定労働時間は十七

時間短く、残業時間は一時間長いとい
うふうな状況でござります。賃金につ
いて見ますと、女性キーパンチャーの
月額の給与現金総額十二万二千七百
円でございます。これは全産業の女子
労働者の平均の十二万二千五百円と
大体同程度でござります。しかしなが
らパンチサービス業におきましては、こ
の情報処理産業の特色でござります
即時処理性の維持というふうなことから
、特定の時期におきまして長時間の
労働とかあるいは非常に根を詰めた
労働というものがあつて、聞いてお
るところでござります。

したが、いま私どもの方ではこういう
関連業界の集中している地域におきま
して、たとえば労働時間の適正化等
を中心として集団指導を行うとか、あ
るいは個別の監督指導を行うとか、今
後ともコンピュータ関係労働者の
労働条件、労働管理の維持改善に努
めてまいりたいと思つてござります。

○高杉雄忠君 さらに、パンチセン
ターの経営関係についてちよつと伺
いたいと思つてござります。パンチ
センターは従来社内にパンチマシンを
置いて受注処理するのが通常であ
ると聞いています。しかし、受注単
価が最近五年近く据え置きの状態にあ
つて、収益が低下しているためにマ
シンのレンタル料が不要で長期契約
となるパンチャー派遣のウェットが
勢い高まることになつて、聞いてい
るのです。

そこで、売り上げ収益の安定と稼働
率を一定水準に保つためにも社内処
理と外部派遣の比率を適正に保つた
ことが不可欠と言われているので
すけれども、業界の実情及び望まし
い姿についてどういうふうにお考え
になるのか、考え方をひとつお聞
かせをいただきたいと思います。

○政府委員(豊島格君) パンチ
サービス業界につきましては、いま
申し上げたように非常に零細な企業
が多く、私どもも十分その実態を
まだ把握し切れていないという、残
念ながらそういうのが事実でござ
ります。この点につきましては、今
後非常に大事なことでござります。

でござりますので、いろいろと調査
し、実態を把握していかなくちゃい
けないと思つてござりますが、いま
先生の御指摘の点につきましてお
答え申し上げます。とすれば、い
ずれにしても内部と外部の関係、あ
るいは時代によつていろいろと変
わつてくる問題もあるかと思つて
ござりますが、総合的にやれば経営
が安定するということを前提とし
てその比率その他も考えていかなく
ちゃいけないんじゃないか、い
ずれ一方が立つて一方がだめにな
る、こういうことでは情報産業の
全体としての発展はないわけ
でござります。それから、そういう
意味でどういふ数字が、総合的に
経営が安定していくといふこと
をねらつた施策をとつていかなく
ちゃいけない、このように考えて
ござります。

○高杉雄忠君 限られた制約内
での質問でありますから、十分意
を尽くさないことを残念に思
つてござりますが、大体時間が参
りましたから、あと一、二点で終
わりたいと思つてござります。プロ
グラム販売保険引受金額につ
いてちよつとお尋ねをしてみたい
と思つてござります。通産省のヒヤ
リ調査によると、割賦販売及びリ
ース企業は中小企業から要望のあ
つたプログラムのうちの二件
のうち一件は信用力不安を理由
に販売を断つて、こう言われてい
るんですね。現在わが国のプロ
グラム販売額と、そのうちに占
めるリース及び割賦販売はそれ
ぞれどの程度に達しているのか
、伺いたいと思つてござります。

さらに、中小企業向けはどの程
度となつて、現在のプログラム販
売の伸びから判断をして、昭和
五十七年の予定しているプロ
グラム保険の引受金額ですね、ど
の程度となつて、この点もあ
わせて伺ひたいと思つてござ
ります。

○政府委員(豊島格君) プロ
グラムの販売がどのくらいか
という点でござりますが、ソフト
ウェアの売り上げというのは、大
体国際価格にいたしまして、七
十九年の数字をとりまして、千
三百億

円程度、そのうち汎用プログラムで流通してゐるのは五十億足らずということで四％以下というのがその流通の中身でございます。これは外国に比べて非常に低いわけでありまして、それで、その中で一体割賦販売やリースがどういう割合になつておるのかということでございます。これは必ずしもはつきりしておりませんが、社団法人ソフトウェア産業振興協会の海外支所中心にアンケート調査いたしましたところ、金融以外にもレンタルあるいは割賦販売、自社リース、第三者リースとあることが行われてゐるということでございますが、今後増加すると予想してゐる取引形態はレンタルと第三者リース、特に第三者リースが伸びる、こういうふうにご覧に皆さん予想しておるようでございます。

それから、その中でリース事業協会に所属してゐるリース業者のプログラムリース、割賦販売の実績を見ますと、その本数その他非常に伸びておるわけですが、五十六年度で大体二十四億円というものがその関係者のリースないしは割賦による売り上げでございます。

それから中小企業がどのくらいかというお話でございますが、非常に安いものであれば売られてゐる。そういう信用補充といひますか、割賦、リースではあるかと思ひますが、従来聞いておるところによりまして、中小企業は信用力がないので、余り利用されておらないというふう聞いております。

それから五十七年度におきましてどのくらいのプログラム引き受けがあるかということでございますが、これは初年度でございます七月発足、その間のいろいろ契約を結んでやつていくというふうなことがございますので、一応十億程度というものを保険の引受額ということに考えておりますが、この点につきましては今後のPRあるいは実態の推移によりましてと大きくなることをわれわれとしては期待してゐるところでございます。

○高杉勉忠君 最後に大臣に所見を伺ひ、終わり

たいと思ふのですけれども、いままで本法審議について私は幾つかの問題を提起をいたしましたし、要請も行いました。したがって、新しい時代に即応した体制を整備し、確立をしていただきたい、こういうふうにお願ひをしたところであります。

最後に幾つか申し上げました点で大臣から私の要請をしました件もあわせて所見を伺ひ、本法案における審議については終わりたいと思ふのです。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いろいろと問題点についての御議論があつたわけでございますが、プログラムの主として法的保護につきましても御審議にありますが、わが国の法制下のもとでは万全でないということは明らかになつておるわけでありまして、これは辛うじて著作権法、契約によつてどうにか保護されてゐるということで問題が非常にあるわけでございます。こうした状況を踏まえましてやはりプログラムのあり方につきましては、民間の研究會や、先ほども何回かお話がございました世界的所有権機関、いわゆるWIPO等において検討は進められておるわけでございますけれども、政府としてもこれを踏まえまして適切な保護のあり方等につきまして十分検討をいたしまして今後ともひとつ万全を図るよう配慮してまいりたいと思ひております。

○高杉勉忠君 終わります。

○田代富士男君 ただいまも同僚議員から質疑がございましたが、機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまして改正の目的の一つでありますソフト流通の促進の観点からお尋ねをしております。

最初に機械情報産業臨時措置法に基づきまして昭和五十三年に策定されましたソフトウエア業の高度化計画では、その柱の一つとして、汎用ソフトウエア流通の促進を掲げまして、汎用ソフトウエアの売上高比率を高めるためにソフトウエア流通に関する情報提供体制の強化に努めてゐるところであります。

と言われている現状ではないかと思ひますが、その理由は何であるのか、端的にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(豊島格君) 機械法の高度化計画では五十九年度に二割くらいにソフトウエアの売り上げを持つていこうということを考えておつたわけでございますが、実際問題として流通しておりまゐるのは二〇％はおろか、ちよつと時期が古いわけですが、七九年で三・何％、これは外国と比べて非常に低いわけでございます。アメリカは五割、それからヨーロッパでは三割前後流通してゐる、日本では非常に低いということになります。これは辛うじて著作権法、契約にいうことでございまして、なかなかむずかしい問題でございますが、基本的には日本の社会風土といひますか、慣習といひまして知的取引といひますか、知的産物、労働の産物といひますか、そういうものにつきましてはなかなか評価といひますか、価値を与えないというのが慣行として長くあるわけでございます。たとえばほかの分野でございまして、ブランド輸出をする場合のエンジニアリングフィーというふうなもの、あるいはコンサルタントフィーというふうなもの、機械が売ればその中に突っ込んで回収する、こういうことが一つあるんじゃないか。これと同じようなことはコンピュータ、情報産業についてもございまして、たとえばコンピュータを売るときにハードに含めてこれを売るといふこと、それで機械をまけてくれと言ふと、どうもソフトウエアの代金をまけてくれやう、あるいは企業が何でも自分でやるといひますか、専門家が、知的な産業が別途独立的にならないといふことで、何でも自分でやるという、先ほど来御質問があつた要員派遣といふこと、なるべく自分のところでユーザーがソフトをつくつてしまふ、外へ外注しない、こういういろいろな社会的背景もあつたかと思ひます。

でございまして、たとえば情報処理振興事業協会で汎用ソフトを委託開発、これを進めていく、あるいはアンバンドリングのためにいわゆる準備金制度を設けるとか、いろいろと対策を講じておるわけでございますが、現在御審議中の保険法の改正もその一環でございますが、そういう政策をとることによつてやつていかなくちゃいけないと思ひます。背景としてはいま申し上げたことが一番大きな問題ではなからうか、このように考えます。

○田代富士男君 通産省では、昭和五十五年より特定プログラム開発委託制度の中に多量流通に的をしぼつたプログラム開発助成策としてパッケージジドプログラムの枠を設けられました。これは御承知のとおりだと思ひますが、しかしこの制度につきましてはいろいろ期待が大きかつた反動も手伝ひまして、一般の評価といふものはそれほど高くはないと言われておりますが、この制度による効果はどのくらいお考えになつていらつしやるんでしようか。

○政府委員(豊島格君) パッケージプログラム委託開発制度というのは、いま御質問にございまして、わが国の汎用プログラムの流通を促進するために技術的に高度で、かつ不特定多数のユーザーが利用できるようなプログラムというものを委託開発する制度でございまして、本制度で開発されたパッケージプログラムが流通し、多数のユーザーに使用されるということで、いわば特定の者が特定の自分のためにプログラムを開発するといふことに比べてコストが低減され、さらに利用が促進される、こういうことを期待しておるわけ、それなりの効果を上げておるというふうなわれわれとしては考えておるわけでございます。たとえば五十五年にこの制度は発足したわけでございますが、プランニング・サポート・システムとか、トータルエネルギー管理システムとか、それから企業財務分析診断システムとか、いろいろ重要なプログラムというものが委託開発されまして、これがそれぞれそれなりに活用され

ておると私どもは考えておるところでござい
ます。ただ、それが非常に一〇〇%うまくい
るかということになりますと、この制度が発
足して二年度、今度三年度目に入るわけ
でございまして、これからの成果というこ
とでございまして、その点を期待してい
ただきたい、このように考えております。

○田代富士男君 法人税の特別措置により
まして、ソフトの流通を促進する制度に
汎用プログラム開発準備金制度がありま
すけれども、現状のようになっているのか
簡単に御説明いただきたい、この準備金
制度は業界全体としてどの程度になっ
ているのか、そこあたりもあわせてお答
えいただきたいと思ひます。

○政府委員(豊島格君) プログラム開
発準備金制度と申しますのは、ソフトウ
ェア業を営む法人または個人が情報処
理振興事業協会の登録を受けた汎用プ
ログラムにつきまして、その汎用プ
ログラムの販売、それからこれに附帯し
ます技術者のサービスを提供して得た
収入の四〇%を準備金として積み立てる
という制度でございまして、これは四年
間据え置き、その後四年間で均等に取
り崩しできるという、いわば非常な減
税措置でございますか、租税上の特別
措置でございます。

○田代富士男君 ソフトの開発には短い
もので数カ月、また長いものでは数年
というような長期間を要するが、この
ように私もお聞きしておるわけでは
ございまして、この期間に開発企業
としては膨大な先行資金とあわせま
して、相当の危険負担をも覚悟する
だけの企業力と申しますか、そうい
うものを備えることが不可欠では
ないかと思ひます。しかし、産業と
いたしましては、ただいまも御答
弁いただいております。

にありますとおり、まだ日の浅い
わが国情報産業を見た場合、研究開
発型の企業として体力が十分であ
るかどうかと言えない現状ではな
いと思ひます。開発準備金制度以外
に、このあたりは何かでございま
しょうか。

○政府委員(豊島格君) ソフトウ
ェア業界、歴史は浅い、それから
経営基盤も弱体である。特に
ソフトウエア企業になりますと、
いわゆる工場をつくるという従
来の製造業のような伝統的な
産業と違ひまして、人間の頭脳
でつくるところでございまして、
人余りないわけでございます。人
が余りないわけでございます。し
たがって従来のような金融で賄
えるというところはなかなかで
きないというところでございま
す。その信用力を補完する制度
といたしまして、情報処理振興
事業協会が債務保証ということ
をいたしまして、その債務保証
があつた場合には、興銀が低利
の金を貸すというところで、研
究開発に必要な資金あるいは
技術者の研究者の訓練に要
する資金という長期運転資金
も借りられるようにする道を
開いておるわけでございま
す。

そのほか、当然のことながら
ソフトウエア業界も電算機
その他を持つわけでございま
して、そういう設備資金につ
きましては、開銀が情報処理
振興金融ということで設備資
金を供給するということを
いたしております。

それから、そういう資金
的な問題だけでなく、先ほど
情報処理振興事業協会は
パッケージのいろいろな
プログラムの開発を委託する
というところでございまして、
そのほかにもいろいろな委託
費といたしまして、これはもち
ろん一般民間企業でできない
ソフトウエアプログラムの
国の資金を投じて開発する
という一つの方向でございま
すが、そういう委託という行
為を通じて、そういう仕事
がソフトウエア業界に行く
わけ、そういう場を通じて
さらにソフトウエア業界の
実力を高めるというこ
ともいたしております。

いはソフトウエア企業の、情報
関係企業の技術者の訓練とい
うことにつきましても、たと
えば資格ないしは試験制度
をやつて一定の技術レベルに
持つていくような、あるいは
研修センターを通ずる研修
とか、いろいろいたしてお
るわけでございまして。

○田代富士男君 これは情報
産業に限りませんが、新しい
技術を軸に創造的な、冒険
的な経営を展開しようとする
ベンチャービジネスにとりま
しては、実績の乏しい立場
から株式市場などからの資
金調達に非常に困難であ
ります。あたらしい独創的な
活躍の芽を摘んでいるとい
う面もあるのが現状ではな
いかと思ひます。非常に大
事な、こういうことから考
えまして、非常に大事な
いまからの部門でございま
すし、店頭市場の整備また
株式の取引環境を整備する
とともに、海外からの投資
に對しては、市場をもつと
開放することが必要ではな
いかと思ひますが、この点
やばり通産大臣といたしま
しては、新しい時代の先
取りをやつていかなく
ちやありませんし、こ
ういふところにも観
点を置く必要があると思
うのです。大臣いかが
でございますか。

○政府委員(豊島格君) 私の方
から事実関係についてお
答え申し上げたいと思ひ
ますが、わが国のベン
チャービジネスの抱えて
いる最大の問題は資
金不足でございまして、
このために金融機関
から確かにベンチャー
ビジネスというものは
なかなか金借りられ
ないというところで
ございまして、研究
開発型企業育成セン
ターというものを
通じて、無担保債務
保証制度でその資金
の供給の円滑化を
図ることといたして
おります。これは国
と民間がそれぞれ半
々ずつ出資というこ
とでございまして、
しかし、ベンチャー
ビジネスということに
なりまして、そうい
う無担保で金を借
りするということ
で、いわゆる貸し付
けでございまして、
やっぱり株式とい
うことが先生御指
摘のように必要か
と思ひますが、現
在の株式をそれ
が市場でそれを
調達できるかとい
うことになりま
す、それは日本
の場合非常にむずかしいとい
うのが現状であ
ろうかと思ひま
す。したがって、通
産省といたしま
しては、このよ
うな実態を踏ま
え、いかにして
株式市場から
ベンチャー
マネーを取り
入れるかとい
うことにつ
きましては、こ
のところ鋭
意検討して
おりまして、
研究会等
を通じて研
究いたして
おります。そ
れからの研
究報告も
でき上
がつてお
ります。そ
れから、
アメリカ
その他の
市場に
對しま
しても調
査団を
派遣し
て実態
を把握
してお
ると、
こ
うい
うこ
とで
ござ
いま
す。

それで、日本とアメリカとの
違いを見ますと、非常に
アメリカではシリコンバレー
とかいろいろなところは
コンピュータの部品関係の
メーカーもIC関係その他
いろいろあるわけですが、
いわゆるベンチャーマネー
という風土があるわけで
ございまして、そういうこ
とを日本にそのまま直輸入
できるかどうかかわかり
ませんが、そういう外国
の例を見て勉強すると
も、いまおつしやいま
したベンチャーマネーの
導入といひますか、そ
ういふことも、これは
いろいろ波及するところ
がありまして、むずかしい
問題があると思ひますが、
前向きで検討すべき、
取り組むべき課題であ
る、このように考
えております。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま
局長も答弁いたしま
したように、このベン
チャービジネスとい
うのは人と技術が中心
である。同時にまた
大変リスクを伴う
ビジネスであります
が、それだけにまた
これからの新しい時
代における産業に
活力を与える大
きな私は産業であ
らう。ソフトウ
ェア産業なんか
そういうことであ
らうと思つてお
ります。これは今
後とも非常に
われわれとして注
目をいたしてお
りますし、何と
かこれは育て
ていかなければ
ならないと考
えておるわけ
ですが、問題
はいま局長が
申し上げたよ
うに資金調
達というこ
とでございま
す。なかなか
先ほどからお
話のように、
簡単に担保
力がないとい
うことでは
ない、資金
調達が困難
であります
し、一般市
場から行
われにくい
という面
もあるわけ
ですが、し
か

し、これはやはり今後とも力を入れて取り組んでいかなきゃならぬ課題だということで研究会もつくっております。今後研究会の結論等も早く得ましていろんな面で対策を進めていきたい。そうしてわが国の産業の一つの大きな活力としてこれから育てていかなきゃならぬ、こういうふうな考えております。

○田代富士男君 いま大臣からも局長からも今後の産業に活力を与えていく部門であるし、これは研究会もつくつていらつしやつて今後強力に対策していくということでございますから、力を入れていただきたいと思ひます。

それで、開発されましたソフトウェアを流通市場に乗せるためには開発過程にも匹敵するほどの宣伝などの諸資金を投入しなければ成功しないのではないかと申すわけでございますが、そのためにはソフトウェアエクスポートへの出品や、あるいはソフトウェア流通促進センターの刊行物によるPRなどさまざまな方法で流通にはずみをつけようとしておりますけれども、それだけではまだ効果は十分ではないと思ひ思つておりますが、そのためにいま大臣からも局長からも今後力を入れていくという御答弁もありましたし、今後政府もたとえばプログラム調査簿の閲覧などに力を入れていくと言ひますけれども、現状ではどれほどの効果が上がつておるか、やはりいま御答弁のあった御答弁と実態とはちよつとかけ離れていゝ面もあるのではないと思ひます。十分ではないのではないと思ひます。十分ではない、流通の促進と言ひますならば、もつと本腰を入れるべきであると思ひますが、この点どうでしょうか。

○政府委員(豊島格君) いま先生御指摘になりましたように、プログラム調査簿の設置とかあるいはソフトウェア流通促進センターの設立とかいろいろやつておるわけですが、この点につきましてもそういう制度的ないしは措置としてはそれなりの効果は上げていると思ひますが、結果が十分でないということはおもうそのとおりだと思ひます。それは数字が示しておるわけでございます。

したがいまして、このソフトウェア業の流通を促進するためにはあらゆる方面から措置を講じていく、今回御審議いただいたとおりです。保険制度もその一つでございます。しかし、何と申しましてソフトウェアといひますかプログラムが流通していくためにはやはりそういうところへ頼むとかあるいは自分の企業でやつてゐるものはそういうところへ頼むとか、あるいはできたプログラムを買つと、こういうことにならなくてはならないわけでございます。それがなぜ進まないかというのは、いろいろ先ほどもございましてもう一つの大きな要因というのはソフトウェア企業が弱い、要するにそれだけ信頼性がない、あるいはそれだけ力を持てない、したがつて頼めないと、か、そういうところの開発したのを買わないということがある。したがつて、ソフトウェア企業そのものを強くしていかねければ、幾ら周りの環境を整備してもいけないのじゃないか。そうするとソフトウェア企業につきましましてはそれなりの対策があるわけですが、もう一つ大事なことはソフトウェアというものの社会的地位を確立していくということでございます。あるいはソフトウェアに対する評価の確立でございます。これは単なる人件費とかそういうことじゃなくて、やはりその内容によつて十分評価していく、そういうことが行われなくちゃいけない。いわゆる政策手段としてはいろいろあるわけでございますが、究極のところそこをこころ結するんじゃないか、そういうことでございまして、これは単なる行政の問題を超えかねるわけですが、政府としてもあらゆる角度からこの業界の育成のために最善を尽くしていく、こういうことが必要かと考えております。

○田代富士男君 情報産業の盛衰というものは一つは従業員の技術力によつて決まると、このようにも言われておりますが、その特質とあわせまして、もう一つは御承知のとおりに現行のソフトウェア技術が三年で陳腐化してしまうという現状でありますから、ソフトウェア技術者の再教育には常に資金を投入

しなければならぬと思ひます。入しなればならないと思ひます。いまさつきも答弁の中にこのような教育にも力を入れておるとのことでございますが、再教育等に対する資金投入、その面から技術者の教育にはどういう策を講じていらつしやるのか、こころあたりにちよつと御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(豊島格君) 現在情報処理技術者に対する教育につきましては、先ほどもちよつと触れたわけでございまして、通産省といたしまして国家試験によりまして情報処理技術者に備へるべき能力について目標水準を示しまして、技術の向上を図るとともに、各種学校及び企業内教育における教育水準の確保も図つてゐるわけでございまして、さらに財団法人情報処理研修センターの事業を通じて、情報処理技術者の教育の充実を図るよう指導してございまして、大体これ年間二千人ぐらゐの技術者の教育をやつておるということでございます。これにつきましてはいろいろ面からの助成をいたしております。

○田代富士男君 技術者の教育にはむろんたいま申し上げました資金が不可欠であります。そのためには低利の運転資金が必要になってくるわけでございまして、こうした実情にかんがみまして、情報処理振興金融措置なる制度が設けられまして、教育研修資金といたしまして情報処理振興事業協会が長信銀三行からの借り入れを債務保証してございまして、これは御承知のとおりだと思ひますが、その実績と効果について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(豊島格君) 情報処理振興事業協会によりまして金融措置につきましては、先生いまお話のございました制度としてやつておるわけでございまして、その中で情報処理技術者の教育研修資金の融資実績を見ますと、累計で五億六千万、全体では数十億という運転資金の中で五億六千万円が教育研修のために融資された実績でございまして、このような資金によりまして、各企業がみづから技術者の養成をいたしております、いわばこういう資金は通常のルートでは借りられないも

のでございまして、教育研修には非常に役立つとおるとわれわれは考えております。

○田代富士男君 そこで、ソフトウェア業界では、一般的には企業経営者も若く、また不動産などの保有資産も少ない、すなわち資金の調達力が弱いというのが実情ではないかと思ひます。このことは十二分に御承知のはずだと私は思ひますが、そのために国民金融公庫やあるいは保証協会の無担保融資の利用を初めといたしまして、市中金融機関からの借り入れ、これはポナナス資金などの短期借入れが中心になつておる、その程度になつてゐるということをおもひ聞いておりますが、その資金調達も必ずしもスムーズではないといふ、そういう業界からの声も耳にしておりまして、資金配分が質量ともに十分と言ひ得るのかどうか、こころあたりもいま大臣、あるいは局長から今後力を入れていくと、こういう御答弁をいただいた、ならば解決しなくてはならない問題ではないかと思ひますがどうでしょうか。

○政府委員(豊島格君) ソフトウェア業、確かに人間が中心でございます。やはり担保もないわけでございます。政府関係金融機関、国民金融公庫その他からの融資も保証協会の融資もございまして、特に汎用プログラムの開発等につきましては研究資金が要る、それから先ほどの教育資金も要るというところでございまして、これはIPA、すなわち情報処理振興事業協会の債務保証制度をもちまして、先ほどお答えしたような効果をあげておるわけでございまして、あるいはこのほかにも実施してゐるわけでございまして、現在のところその枠その他から見まして、これは利用のしやすさ、しにくさという業界側の御意見もあるかと思ひますが、一応資金的には、非常にこれが不足してゐるから資金が足りない、こういう批判は受けていないかと思ひますが、もちろん制度としてもつと使えるようにしたかどうかと、こ

いうことにつきましては前向きで検討いたした
いと思っております。

○田代富士男 大臣、いまのことはやっぱり若
い経営者、資金力の乏しい人たちが多いです
から、その点いま局長からの御答弁でも大体のこ
はわかりますけれども、大臣が今後力を入れてい
く産業であるとおっしゃいましたから、その点ど
うでしょうか、一言。

○國務大臣(安倍晋太郎) ただいま局長も答弁
いたしましたように、このソフトウェア産業とい
うのは非常に新しい産業ですし、また逆に担保力
もないということですから、われわれとしては、
これは育てていかなきゃならない、こういう見地
に立つてその資金の補充をどうするかということ
については研究会でもやっておるわけですから、
も、今後ともいま局長が申し上げましたように、
前向きでこの産業を育てていくためにひとつ配
慮をしてまいりたいと考えております。

○田代富士男 じゃ今度は関連いたしまして、
データ通信に際しましてお尋ねをしたいと思いま
すが、高度な情報化社会を迎えまして今日では通
信回線は道路網やあるいは鉄道網に匹敵する重要
なインフラストラクチャとして位置づけするこ
とができるのではないかと申すわけでございます
が、ところがこのような重大な使命を担う通信回
線を規定しているものに公衆電気通信法がありま
すが、同法における制約が厳し過ぎるために、そ
れを緩和しないしは撤廃ということも含めまして、
いわゆる回線開放に対する提言なり、そういう勧
告の音が最近急に高まっておりますけれども、こ
れは関係が通産省、行管、それから郵政省の関
係したものでございますから、その実情につきま
して各関係者からお答えいただきたいと思いま
す。

○説明員(江川晃正) 先生ただいま御指摘のと
おりでございます。電気通信といえますのは、今
後ますます進展する社会の情報化とか、あるいは
産業構造の高度化の進展とか、そういうものにお
いて国の重要なインフラストラクチャとして果
たす役割りが大きいことを私たちも考えておるとこ

ろでございます。そういう中で、これまた先生御
指摘ございましたが、現在のデータ通信回線の利
用制度について制約といえますが制限が厳しい、
だからそれを緩和しろとかあるいは撤廃しろとい
うような声がありますのも事実でございます。郵
政省としましては八〇年代という展望に立ちま
して、そういう多くのところから寄せられておりま
す要求やまた電気通信にかけられているこの八〇
年代における期待とかあるいはそれに果たす役割
りというものを踏まえまして、データ通信回線の
利用制度につきましては民間企業の創意工夫、そ
れが生かされるように通信秩序の維持ということに
も留意しながらより自由な制度というものをつ
くらなければならぬと、そう考えておるところで
ございます。

具体的にはその考えに立ちまして、実は二つの
今回法律を留意したところでございますが、一つ
は民間企業にも通信サービスが提供できるように
しようという制度の創設の部分と、もう一つは現
在世の中に六千システムもございまして、そうい
うシステムがより使いやすくいたしますが、より
自由に利用できる、そういうための制度の改善、
改正という二本を留意したところでございます。
残念ながら、最初に申し上げました民間企業が通
信サービスを提供できるようにという制度の創設
につきましては、一定の前提条件が整って行われ
なければならぬ、そう考えておりますが、その前
提条件について政府部内で意見の調整がござい
まして、今回は継続検討ということにいたしました。
それ以外のデータ処理のためのいわゆるデータ通
信の自由化ということにつきましては大方の意見
が一致いたしましたから、これは公衆電気通信法
の改正ということでたまたまその法律案を本国会
において御審議いただくよう一括法案の中に含め
て御審議いただいておりますところでございます。今
回継続検討いたしました新しい通信サービスを
提供できるという、そういう制度創設につきま
しては早急に検討を進めまして、実現できるように
努力してまいりたいと、こう考えている次第でござ

います。

○説明員(八木俊道) ただいま郵政省から御答
弁がございましたとおり、公衆電気通信法の一部
改正によるデータ通信回線の自由化問題につきま
しては、去る三月十九日にこれは行政改革の一環
といたしまして法案の閣議決定を全政府的に行っ
ているわけでございますが、二十日に国会提出を
いたしまして、二十六日に内閣委員会に付託をい
ただいておりますが、行政事務の簡素合理化に伴
う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法
律の廃止に関する法律案ということでございます。
臨調第二次答申の関連の許可の合理化事項
と、その中にデータ通信回線の自由化問題が入っ
ておりますので、これを行政管理庁の方で関係省
の御努力を得まして一括をいたしまして本日から
内閣委員会御審議を始めていただいております。

その内容でございますが、特定通信回線の共同
使用関係の自由化、公衆通信回線の共同使用関係
の自由化、他人の設置する電子計算機等との接続
関係あるいはまた公衆通信回線と特定通信回線等
との相互接続関係の問題等かなりの範囲にわたっ
ておりますし、かつ現行公衆電気通信法の枠内に
おきまして政令、基準等により今後取り組むべき
分野もまだあるわけでございます。一連の措
置、臨調第二次答申並びにこれを受けました政府
部内における郵政省を中心に通産省あるいは私
どもと御相談をいただきました結果、取りまとめ
今回のその案によりましてデータ通信回線の自由
化につきましましては相当な前進があるのではない
かというふうな考えでございます。内閣委員会十分
御審査をいただきたいというふうな考えでござ
います。

○政府委員(豊島格) 通信回線の開放問題につ
きましては、私どももいたしまして先ほど郵政
省から御説明がございましたように、できるだけ
自由化して民間の創意工夫によって情報産業の発
展を図ると、こういうことでございまして、四十
六年時代の回線開放程度ではどうも非常に不十分

でしようがないということで、この点自由化を主
張しておったところでございますが、先ほど来御
説明ございましたように、今回国会に提出されま
した公衆法の改正案で臨時行政調査会の答申を受
けた線で大いに自由化が実現されるということ
を期待しております。

なお、先ほど行政管理庁の方からも御説明ござ
いまして、省令その他運用面に残されておる面
もございまして、この点につきましても十分御相
談をいただき、その法律改正の趣旨が十分生かさ
れることをわれわれとしては期待しております。

○田代富士男 いまも御答弁いただきましたけ
れども、電気通信政策懇談会の取りまとめがされ
ましたが、八〇年代の電気通信政策のあり方の
データ通信に関する部分について御説明いただき
たいと思えます。

○説明員(江川晃正) ただいまお話しございま
した電気通信政策懇談会と申しますのは、昨年八月
提言を出したものでございまして、郵政大臣の私
的懇談会ということで識者にお集まりいただいた
ものでございまして。昨年、「八〇年代の電気通信政
策のあり方」というタイトルで提言がござい
ます。提言は、先生御承知のとおり、電気通信
の課題につきましまして広く扱っております。全体
として長期、短期にわたる課題というものも含め
まして政策のあり方についての基本的なところを提
言しているわけでございます。

ただいま御指摘ありました、その中でデータ
通信はどういうふうな扱われているのかという
部分でございまして、データ通信という課題につ
きましては特にまとめまして「緊急課題」という
取りまとめ、整理をいたしております。端的に
申し上げまして自由化という提言になって
いるところでございます。

そこでその「緊急課題」で取り上げております
自由化すべしという提言の基本的な考え方、要旨
を御説明させていただきますと、データ通信につ
きましては、一つは電気通信回線設備——この設

備といひますのは、一つには重複投資の防止を図ろう、もう一つは設備の有効利用を図ろうというような観点から電電公社、国際電報が一次的に提供するのが適当であるという考え方に立ちまして、二つ目には、しかし、その利用制度は民間能力が生かされること、それから民間企業の参入による創意工夫が図られて多彩な電気通信サービスの提供が実現できるようにすることが重要だと、そのように提言しているところでござい

ます。そのためにはデータ通信回線の利用制度はできるだけ自由なものとなさなければならぬと言っております。その辺もう少し具体的に申し上げますと、このデータ通信回線の利用制度について、その制度を定めております枠組みとしての概念と申しますか、言葉というものが、共同使用とか他人使用という言葉がございしますが、共同使用、他人使用あるいは相互接続といったようなそれそれにつきまして自由化を進めるべきである、このように提言しております。ただ、特に他人使用の自由化に当たりましては公衆電気通信業務との関係、あるいは最終利用者のユーザー保護等についても留意し、そのために何らかのチェックは必要であるというように提言し、取りまとめているところでございます。

○田代富士男君 いまも説明していただきましたが、自由化ということはやつていかねばならない、こういう御答弁をいただけない——言葉の端々に規制した、そういう規制を全面に出さなければならぬような答弁も出ておるわけでございまして、こういうところがなぜそこまで踏み切りながら、どうしてそういうものを出さねばならないのかという、そういう合理的な理由は何であるのか、規制撤廃の方向に向けて自覚が必要ではないかと私はそのように思ふわけでござい

ます。それから、質問時間がかなり超過しておりますが、そのこともお尋ねしたいのですが、最後にまともて、データ通信自由化の問題につきましては去る三月十五日、いわゆる田中裁定で一時棚上げになっているわけですが、今後の情報

化社会に重要な影響を与える問題でございまして、今後の調整をいかに進めるのか、これはやはり通産省と郵政省との両省に関係のある問題でございまして、両省から最後にお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(江川晃正君) 簡潔に二つの点、取りま

とめて御説明させていただきたいと思ひます。

電政懇話会が規制色が全面に出てきているというところは、実はわれわれもよく聞かされると申しますか、そういう批判といひますか、批評といひますか、伺ったことはござい

ます。しかし、われわれはむしろそうは考えていないというのが実は実態でござい

ます。なぜかと申しますと、従来電電公社の独占領域とされていた分野に新たに民間企業も通信サービスが提供できるようにさせようという、わが国の従来の電気通信政策からいいますと非常な転換を図る提言をしているという点が事実としてござい

ます。その点をわれわれは大きく評価してござい

ます。その点、われわれはむしろそうは考えていないというのが実は実態でござい

ます。なぜかと申しますと、従来電電公社の独占領域とされていた分野に新たに民間企業も通信サービスが提供できるようにさせようという、わが国の従来の電気通信政策からいいますと非常な転換を図る提言をしているという点が事実としてござい

ます。その点をわれわれは大きく評価してござい

ております。また、石炭鉱害賠償等臨時措置法は、鉱害賠償の円滑化を図る観点から、昭和三十八年、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法として制定されたものであり、昭和四十三年に現在の名称に改称され、昭和四十七年に、臨時石炭鉱害復旧法とともに、十年の期限の延長が行われております。従来、石炭鉱害については、これら二法に基づき、これまでに相当量の鉱害が処理されてまいりました。しかしながら、累積鉱害地域においては、前回の延長時以降の採掘に伴って新規に鉱害が発生し、また、赤水湧水等の新しい形態の鉱害が見られるようになったこともあって、今般実施された全国鉱害調査によると、最近においても、復旧すべき鉱害量が、なお、六千億円程度存在するものと見込まれております。したがって、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申を踏まえ、引き続きこれらの鉱害を早期かつ計画的に復旧する等の必要があるため、本法草案を提出した次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法草案の第一条は、臨時石炭鉱害復旧法の一部改正であり、第二条は、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正であります。

これらの改正の内容は、いずれも法律が廃止するものとされる期限を十年延長し、昭和六十七年七月三十一日とすることであり、

鉱害の現状を見ますと、累積鉱害地域においては全面的な閉山が進み、鉱害現象もすでに安定しているものと考えられます。したがって、現在の復旧規模等を勘案すると、この期間内に累積鉱害の最終的な解消ができるものと考えております。以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬雄君) 次に、補足説明を聴取いたします。小松資源エネルギー庁長官。

○政府委員(小松国男君) 臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法

律案の内容につきまして補足して御説明申し上げます。

最初に、第一条の臨時石炭鉱害復旧法の一部改正につきまして御説明申し上げます。

臨時石炭鉱害復旧法は、石炭及び亜炭採掘に伴って生ずる鉱害について、国土の保全及び有効利用並びに民生の安定等の見地から、計画的な復旧を行うことを目的として、復旧工事の対象、手続及び費用負担等について定めた法律であります。昭和二十七年に、十年間の臨時法として制定されましたが、以後、昭和三十六年及び昭和四十七年の二回にわたり期限延長が行われ、現在、本年七月三十一日までに廃止するものとされております。

同法制定以来、これまでに相当量の鉱害が復旧されてまいりましたが、先般実施された全国鉱害調査によれば、昭和五十四年度初めに、復旧の程度が、当時の価格でなお総額約六千六百七十億円程度の復旧すべき鉱害が存在することが判明いたしました。その後、引き続き復旧が行われている等の事情を勘案すれば、昭和五十七年度初めにおいて、なお約六千億円程度の復旧すべき鉱害が存在するものと見込まれております。

このようになお相当量の累積鉱害が存在する理由は、前回の延長時以降の採掘に伴う新たな鉱害が発生したこと、地域に係る全面的な閉山に伴い、当時予想されていなかった赤水湧水、浅所陥没等の新しい形態の鉱害が見られるようになったこと及び石油危機による復旧費の上昇等により予定どおり復旧されなかつた鉱害があることなどの事情によるものであります。

これらの鉱害の現状について見ますと、累積鉱害地域においては、新規採掘による鉱害発生はほとんど見込まれなくなっており、また、すでに閉山した炭鉱に係る鉱害についても、閉山後相当年数が経過し、安定化してきております。したがって、現在の復旧規模等を勘案すると、十年間で累積鉱害の最終的な解消ができるものと考えられます。

このため、今回、同法の廃止期限を十年延長し、昭和六十七年七月三十一日までとしようとするものであります。

次に、第二条の石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正につきまして御説明申し上げます。

石炭鉱害賠償等臨時措置法は、鉱害賠償担保のための積立金制度、鉱害賠償に係る紛争の円滑な解決を図るための裁定制度及び石炭鉱害事業団の組織、業務等について定めた法律であります。昭和三十八年に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法として制定されましたが、昭和四十三年に現在の名称に改称され、昭和四十七年に、臨時石炭鉱害復旧法とともに期限延長が行われ、現在、本年七月三十一日までに廃止するものとされております。

同法は、臨時石炭鉱害復旧法と相まって累積鉱害の円滑な処理を促進しようとするものであり、このため、今回、臨時石炭鉱害復旧法とともに、廃止期限を十年延長し、昭和六十七年七月三十一日までとしようとするものであります。

以上、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その内容を補足して御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬雄君) 本案に対する質疑は後日行うこととし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時二分開会

○委員長(降矢敬雄君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のうち、鹿島臨海工業地帯内の鹿島石油製油所における爆発事故に関する件を議題といたします。

まず、去る六日、本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。野呂田君。

○野呂田芳成君 去る四月六日行われました委員

派遣につきまして、簡単に御報告申し上げます。

派遣目的は鹿島臨海工業地帯内の鹿島石油製油所における爆発事故の実情調査、派遣地は茨城県、派遣委員は降矢委員長、岩本理事、村田理事、田代委員、下田委員、井上委員、森田委員及び私野呂田の八名であります。なお、高杉委員が現地参加されました。

当日は、まず鹿島コンビナートを概観した後、鹿島製油所において去る三月三十一日発生した爆発事故について、会社及び茨城県、茨城県警、鹿島南部地区消防事務組合消防本部の各当局から事情説明を聴取いたしました。次いで、最初の事故探知の状況、異常発見時の初動体制の実情等について質疑を行った後、製油所の計器室、事故現場等を視察いたしました。詳細は委員長に提出した報告書によって御承知いただきたいと存じます。

以上、簡単であります。御報告いたします。

○委員長(降矢敬雄君) ただいまの報告のほか、別途、詳細にわたる報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬雄君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(降矢敬雄君) 本件に関し、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高杉雄忠君 去る三月三十一日二十時二十九分ごろの鹿島石油製油所の爆発事故の概況につきましては、本委員会においても翌四月一日の委員会において報告がございましたが、その後今日までもうすでに一週間たつておりますので、状況について、まずどういったことになっておりますか御報告をいただきたいと思っております。

○政府委員(神谷和男君) 最初に、本四月八日午前九時三十三分ごろ、重傷者六名のうちさらに一名の方が死亡をされました。これにより今回の事

故による死亡者は三名、重傷者五名という状況になりました。

現場の調査状況につきましては、私どもで東京大学の正田名誉教授を委員長といたします事故調査委員会を現地に日曜日の晩から派遣いたしました。月曜日の現地の状況を調査し、その上別途打合会で種々の検討を行いました。これまでのところでは、まず配管の破損状況といたしましては、安全弁の下流側フランジ部分の配管がフランジから二十センチぐらいのところからメートル強の長さで破損をいたしております。破断面にはほとんど伸びが見られない状況であり、破断面の内部にも腐食が認められないと、こういう状況になっております。

さらにリカバリタービンの出口側配管にナンバツの破損が見られております。この部分は破損部に伸びが見られるため、内圧上昇により破裂したと考えられますが、原因は不明でございます。その他周辺の装置にかなりの損傷が見られると、こういう状況になっております。これらの調査結果のみにおいては、事故の原因あるいは詳細なる経緯を確定あるいは確として推定するに至れないと、こういう調査委員会の検討の結果でございます。したがって、委員会といたしましては、金属材料の精密な分析といったようなものを今後行うほか、重傷でおられる方々から事情が聞き取れるようになり次第、それらの証言とあわせて事故原因を固めてまいらなければならない、こういう状況になっておるところでございます。

○高杉通忠君 事故原因については究明中である、こういうようなお話ですが、先ほど本委員会より派遣委員の御報告がありましたとおり、私も昨日今日の鹿島製油所における爆発事故の真相調査に行つてまいりました。その際、関係当局からの事情の御説明や事故現場の調査など見聞いたしましたことを基礎として、以下御質問をしていきたいと思つておりますが、鹿島製油所の所長の水野さんから第一重油脱硫装置事故状況、こういうような御説明がありました際、この

事故状況のプリントによりまして、「二十時二十八分事故発生、爆発音あり」こうなっているわけですから、ところが所長の説明によりまして、その三分前、これでございますと、時間的に言いますと二十時二十五分ごろ第一通報者から、張り込みポンプ付近にどうも漏れがあるようだ、こういう通報があったやに聞いております。第二通報として、それから直後第二通報者から、安全弁付近に漏れているようだ、こういうような通報があった、このことが説明をされました。したがって、第一通報者、第二通報者とも私も調査の際伺ったときには、通報者がだれであるかそのときはまだわかりませんでした。その後多分もう二日も経過しているわけですから、どういう人で、氏名ですね、どういふ職務の方で、そしてその通報がそういう時間的に見て確かに行われていたのかどうか確かめられたと思ひますが、その点をまず伺います。

○政府委員(神谷和男君) 第一、第二通報者とも、本日お亡くなりになりました角浜剛司さんでいらつしやいます。十名でワンパティーを組まして、そのうち七名が点検に出ておりました。そのうち二名が残つてさらに事故発生現場付近の点検に当たつたというふうに考えられます。したがって、この亡くなりました方は、巡回中の方であつたと、こういうふうに考えられます。

○高杉通忠君 そうしますと、第一、第二通報者ともお亡くなりになつた方である、こういうふうになつていくわけですね。

そこで、オペレーターの方でやはり話を聞いた際、この安全弁張り込みポンプなり、第一、第二通報者から巡回中に通報があつた、しかし計器の作動としてランプがついていない、こういうことで説明を受けておりますが、そのように確認をされておりますか。

○政府委員(神谷和男君) 私どもの調べましたところでも、計器室の警報ランプは特に作動していません。このように了解しております。

○高杉通忠君 そこで、そのランプがつかなくなつたけれども、現実には安全弁なりあるいは張り込みポンプなりの周辺に漏れがあることは、巡回中で確認をし、通報があつた。これは、そうしますと、せつかく計器なりそういう装置で完全に探知されるべき機械上、装備上、設備上、こういうものに何らかの欠陥があつたかどうか、これは確かめられましたかどうか伺います。

○政府委員(神谷和男君) 具体的な事故前ないし事故前後の状況を、先ほど冒頭申し上げましたような種々の聞き取り、あるいはその他の検討結果を踏まえて、ある程度組み立てた上でございませんとはつきりしたことは申し上げられませんが、これも、一般的に考えられますことは、今回の場合は、異常を感じてから爆発が起るまで非常に時間が短かつたこと、さらには発生していたガスその他を、検討の結果でないといふかもしれませんが、もし水素であるといふと、非常に軽量で、上部の方に拡散をいたしまして、滞留をしないガスであること、さらにこの警報器が、むしろ反応等その他を中心に重点を置いて設置されていたこと等々、種々の原因が推定されますが、これらにつきましては原因結果を待った上で、警報器の設置その他に關して、この種の設備についてわれわれとして再検討するところがあるかどうかを十分検討してまいりたいと思ひます。

○高杉通忠君 これは関連をしますから、通産省、労働省からもそれぞれお答えをいただきたいのですが、通常の場合、安全設備基準あるいは安全点検基準あるいは安全検査基準あるいは安全作業基準、これらが通常はそれぞれの事業所ごとにあるはずであります。したがって、これらはいままでどういふようになつていくのか、これが一つであります。

それから、先日伺つた際に、防災規程を鹿島製油所からいただきました。その中を見ますと、第三條の第二項に、別に定める防災規則、こういうふうになつていくので、肝心の防災規則がまだ私どもの手になくわけですね。ですから、どち

らかという、基本になるべきことの資料がまだ私どもにも不足しているわけですから、これらについては完全に、後で結構ですからいただきたいと思います。このこともあわせてお願いをし、伺うわけでありまして、最初に申し上げましたそれぞれの基準についてはどういふようなことになつておりますか、それぞれからお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(神谷和男君) まず第一に、危害予防規程は高圧ガス取締法上策定をし、都道府県知事の認可を得ることになっており、それを遵守する義務がございします。これにつきましては、茨城県が、県知事の認可を受け、変更の都度その認可を受けており、それに關連した規程を備えておるというふうな承知をいたしております。さらに、保安教育計画につきましても届け出を行い、それに基づいた保安教育が行われておることでございます。けれども、私どももいたしまして、これらの規程並びにこれらの教育の実施状況等につきましては、全体の事故調査の中で特に問題があつたかどうかをさらに検討してまいりたいと思ひます。

ただ、先生御指摘のように、いろいろな防災規程あるいはその細則等々ございます。しかしながら、現実には事故が発生する直前におきましては、なかなか事前に想定しがたいようないろいろなケースがございします。その場合には、上席者がおれば当然のことでございますが、班長等はその場の判断を任せ、緊急対応措置を講じて後報告をさせると、こういうシステムになつておるはずでございます。ただこの場合、緊急措置を講じて後報告をしようとする前に不幸にして事故があつたと、このように推察をいたしております。○説明員(小俣和夫君) 私どもの方でも、作業規程でございしますと、自主点検基準でございしますと、安全管理者の職務、こういつたことにつきまして、現地の調査では一応所定のものはつくられていくという報告は受けておりますが、私ども現物をまだ手元には持つておらないということ

でございます。したがって、その適否等につきましてこの調査にまななければならぬわけでありませう。

○高杉通忠君 それでは、先ほど防災規則も含めまして、いま申し上げましたそれぞれの基準、これに基づいて作業しているわけでありませうから、資料として御提出をいただきたい、お願いをしておきます。

それで、異常時の措置等についても、これはその行動の基準、作業の内容等が示されていると思えますから、これもあわせて伺うわけですが、異常時の措置についてはどういふような行動になっておりますか。これが一つ。

それからあわせて、当然運転日誌あるいは作業日誌等が書かれているわけでありませうから、これも資料として提出をいただきたい。これはお願いであります。

したがって、異常時の措置についての行動についてどういふふうになっているか、まず伺うわけでありませう。

○政府委員(神谷和男君) 一般的に申し上げますれば、保安関係あるいは運転管理関係の責任体系ができ上がっておりまして、異常時の場合には、直ちに緊急措置を講じた上でしかるべき責任者に通報をする。さらに、必要な場合には運転の停止等も行なうわけでございますが、これにつきまして、緊急の場合には運転停止等も含めて班長等とその判断をゆだねることもできる。こういう形でございまして、一応保安関係の体系、通報システムといったものができておりますけれども、臨機応変な措置は、その場その場における保安関係の最高責任者に判断を委せると、こういう形になっております。

○高杉通忠君 それでは、事故当夜の安全管理責任者、これはどなたになっておりますか。それが一つであります。

それから、安全に対する基本認識について、私は大変遺憾だという感じを受けました。率直に申し上げて、私一人だけの感じであるならば、まあ

問題はないかと思えますけれども、私は、水野所長さんから、当然安全であったものが爆発をしたんだと、したがって、その爆発がどうなったかわからないのだと、こういう、大臣、ちよつと大臣も耳を傾けていただきたいのですが、そういう所長さんからの御説明とお話だったので。少なくとも石油コンビナート、あるいは防災、そういう計画から、すべて安全と防災の立場で確保するということですから、石油コンビナート、あるいは特に脱硫酸装置、これは高温高圧でありますから、そもそも危険なんですね。そもそも危険だと思ふのです、私は基本認識として。だから、それがきわめて基本的に安全だったという認識ですね。私は、そうじゃなくて、基本的に危険、間違えれば重大災害を起こすであろう可能性を持つものでありますから、そもそも危険なんだ。だから万全の対策を講じ、事故が起きた場合には、防災を含めてそういうやっばり安全確保ということが大事なんで、私は、そういう基本認識、これにどうも誤りがあるんじゃないかという感じが率直に受けました。

そこで、労働省に伺うのですが、そういう安全に対する教育訓練ですね、これは通常やっていると申すのです。だから私は、今度の事故を契機に、いままでどういふように教育訓練をやっていたのか、それから点検も含めて緊急時における作業、通報があったからすぐ駆けつける、こういうことになっているのかどうか、あるいは、そもそも危険な箇所を点検するんですから、遠隔装置か遠隔操作か、あるいは一部停止か、何らかの安全確保がなされるべきであって、危険箇所いきなり飛び込むこと自体が、どうも私はその辺が納得がいけない点なんです。

そこで、いままでどうだったか、あるいは今回の事故を契機にしてどこに問題点があるのか、言うならば過去、現在、そして未来として、今後こういう事故を繰り返さないためにはどういふこと、どういふ措置、どういふような総合的な安全管理体制が必要なのか、こういうことにならうか

と思うのです。そこで、いままでどうだったのか。現在点検をし、現在反省しているところはどこなのか、あるいは欠陥はどこなのか、将来それはどういふような対応をしていくか、こういうような過去、現在、未来にわたる総合的な見地から事実をやっばり明らかにしていただきたいと、こういうふうにお考えになっていただきたいと思います。その点について労働省の方ではどういふふうにお考えになっているか伺う次第であります。

○説明員(小俣和夫君) 御指摘のとおりでございます。私どももいたしまして現地調査等も置きまして、原因の究明と、それからこれから同種災害の防止対策と、あるいはもうちよつと長期的な災害防止の進め方、こういったものを究明してまいりたいと考えております。

○高杉通忠君 まあ安全課長を責めてもしようがないと思うのですけれども、古典的ハインリッヒの法則によつても、重大災害一つあれば三十ぐらいは同じような災害が予想され、そしてその底辺、これは三百にも上るひやうあるいははつといた、こういう一瞬間違えば重大災害になるということをいみじくも古典的ハインリッヒは法則として出している。言うならば底辺は広いわけですね。それほど危険、有害、こういうものが予想されるだけに、今回の事故というものは厳粛な事実としてやっばり明らかに究明をしていく。

そこで、そこに携わる人たちのより安全を確保するためにどういふようにしていくか。点検にしても、あるいは行動にしても、その行為それ自体についても安全な環境、安全な確保の中で作業ができるようにすることは当然だと、こういうふうにお考えののです。それは協議をされていくとか、あるいは総合的な安全管理対策を進めるとか、いろいろな方向があると思いますが、これらについてはどういふふうにお考えになっておられますか。

○説明員(小俣和夫君) 御指摘のとおりだと思いますが、私どもといたしましては、関係法令の整備を図る、これからそれを周知徹底する、具体

的には個別の監督、指導をする、これだけでは十分でございませぬので、関係業界をまとめた形での集団的な防災実施計画あるいは実施、こういったものを進めてまいりたいと思っております。ハインリッヒの法則等も肝に銘じて進めてまいりたいと思っております。

○高杉通忠君 そこで、論点を覚えて以下御質問していきたいと思うのですけれども、これは基本的な問題として先ほど通産省における調査団からの調査報告もあわせ御報告をいただいております。

そこで、今回の石油コンビナートに関して私はこう思うのです。学識と経験をともにするという方はなかなかむずかしい人だと思ふのです。そこで、事故調査委員会、この調査団の構成メンバーの選定の基準というのは、どういふような基準で構成されるのかというのが一つです。今回の事故のような問題に対してはやっぱり学識者と経験者、これがそれぞれ別の調査を行つて、これに基づいて災害防止対策を立てるという新しい観点、私は従来の調査団よりもより工夫をしていかなければならぬと、こういうふうに思ふのですが、いま申し上げました幾つかの点では通産省としてどういふふうにお考えになっておられますか、伺います。

○政府委員(神谷和男君) 先ほど事故調査委員会の委員長は足田東大名誉教授と御紹介させていただきましたが、その他埼玉大学あるいは横浜大学、東京工大等々の先生方、あるいは金材研あるいは化技研等々の方、高圧ガス保安協会の専門家等々で委員を構成いたしております。専門分野は、爆発、材料関係、機械装置関係、化学関係、応用化学関係等々、一応今回の事故に当たつて必要な専門知識を網羅的に備えた方々をお願いしております。

先生いま御指摘のように、学識があつても経験がない人を調査委員にお願いしてもなかなかいい結果が出てこないのではないかという御指摘でございます。確かにそのとおりでございますが、

ただ、お願いをいたしております先生方は、この種の高圧ガスの安全関係、保安関係あるいは事故問題等につきましていろいろな御意見を伺ったり御研究をお願いしておる方々が主でございます。そういう先生方の中から委員に時間的に可能な方ををお願いしたと、こういう状況になっておりますので、いわゆる学者だけを集めた形よりはわれわれとしては期待するところが大きいわけでございます。

ただ、御指摘のように、そのような調査委員会の検討だけではなくして、やはり現場で実際に作業に携わった方々の回復等待ちまして、そういう方々からいろいろ状況を聴取しながら結果をまとめてまいりたいし、今後の対策についても検討をしてまいりたいと考えております。

○高杉雄忠君 今回の事故の原因については、先ほど御報告がありましたとおり、今後の事故原因の解明を待たなければなりませんけれども、先ほどの調査の、中間ですが、報告をいただいた点でも、安全弁近くのパイプが内部から破損した可能性が強い、こういうふうに伝えられておりますし、新聞でも同様のことがきのうの朝日新聞に掲載をされているわけです。そこで、もし安全弁の近くのパイプからというなら、パイプの破損が原因の一つだとするならば、なぜ危険な高圧のガスを通すパイプがこのように容易に破損するのか。これは材質とか一般論があると思うのです。それはどういふように通産省の方ではお考えになりますか、伺います。

○政府委員(神谷和男君) 実は、学者の先生方、調査委員会の先生方も、目で観察をした結果ではかなり通常考えられないような状態の破損になっておると、こういうことで、金属材料についての精密検査を経ませんとなかなか結論が出せない、こういう状況になっておりますし、二カ所の破損の前後関係等、重傷者の方々、現場におられた方々からの証言を経た上でさらに組み立ててまいりませんと原因というのはなかなか見出しがたいわけでございます。ただ特殊な装置でございます

けれども、この装置に関しては、本来的には、さらに本来の設計に安全度をとった上での材質を備えたパイプを配管をして、こういうことになっておるわけでございますが、それがなぜそのようなことになったのか、その点に関してはさらに精密な科学的分析を経た上で調査委員会の先生方から御意見を伺いたいと考えておるところでございます。

○高杉雄忠君 その高圧ガスは高温ですから、扱う設備が、調査の発表でも、第一重油直接脱硫酸置の鉄製パイプが長い期間にわたって高温高圧ガスが通過することによって起こる伸縮作用でもろくなるいわゆる劣化現象、亀裂が生じた可能性が強い、こういうような報告ですね。だとすると、劣化したり破損したりするのは、私は常識的に言うところ、硫黄は鉄の大敵であるという言葉もあるように、もう当然毎日高温、高圧のあれを通過している金属ですから、これは当然だということな気がするんですけど、それを劣化現象、破損、こういうものについてはどういふふうに見られておりますか、まず伺います。

○政府委員(神谷和男君) 余り工学的、化学的知識のない私が調査結果の出る前に答弁いたしますので、余り確たることは申し上げられませんが、設計上の考え方では、当該事故のありました箇所には高圧、高温のガス等が常時流れる形にはなっていないはずでございますし、しかし、その安全度もとらないう、十分の圧力と温度に耐え得る炭素鋼のパイプを設けておると、こういう状況になっておるわけでございます。先ほどお話ございましたが、非常に腐食性あるいはその他材質に影響を与えるようなガスが常時通つておるようなところではまたそれなりの対応がなされておるわけでございますけれども、本回路につきましては、先生御指摘のような形の状況が起こること、これは通常考えられない部分でございます。しかも、先ほど申し上げましたように、断面において肉厚の腐食その他が見られない、こういう形でございますので、このあたりさらに分析をした上で結論

を出さざるを得ない状況ではないかと考えております。

○高杉雄忠君 高圧ガス取締法で三十五条ですね、「高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設については、定期的に保安検査を行わなければならない、こうなっているわけですね。また、一般高圧ガス保安規則には、年一回これを行うことを規定しているんですね。そこで、年一回の検査でこれら設備の安全を十分に確保することができるとはどうか、これも私は一つの問題だろうと思うのですが、それはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(神谷和男君) 年一回の検査につきましては、気密性の肉厚チェックのほか安全弁、附属設備等について全面的なチェックをいたしまして、そのほか、自主検査といたしましてさらに一回以上の検査が行われ、またおの保安関係の遵守点検等を行ないながら、事故の発生防止を、未然に防ぐ、こういうことでまいっておるわけでございます。今回の事故がこれら体系的の一体どういふところに問題があったのか、あるいはそれ以外のわれわれの想定していなかったような問題が出てきておるのか、そのあたり事故調査の結果を待たせて、われわれとしては全面的な教訓と受けとめて、今後事故を限りなくゼロとするための方策を考えてまいりたいと考えておるところでございます。

○高杉雄忠君 その年一回行われる定期検査です、これは高圧ガス設備についてはどういふような方法で行われているのか、もう少し具体的にちよつと伺いたいです。

それから、その一般高圧ガス保安規則第十二条、これによりまして、それら設備の技術上の基準が設けられておると、パイプなどについて十分な肉厚ですね、これを有することが定められているわけですね。いまお話のように、常圧の二倍以上の圧力、聞くところによりますと百五十気圧だそうですから、その倍ということになりますわね。そういう定期検査を行うときは外部から

の傷、こういうものの検査、こういうものの問題というのは、御承知のとおり、パイプの周りに保温装置がついているわけですね。だから、そういうきわめて外見には検査といつても十分なし得る状態であるかどうか、私は疑問だと思つていゝるんですね。だから、当然パイプに対する機材の質ですね、機質あるいは言うならば交換をしていく、定期交換、こういうやつは基準というのが、先ほど申し上げましたとおり、まあ鉄は硫黄は大敵だと、こういうような常識なんですよ、これは。ですから、それがもうすごい高温と高圧が通過をしているわけですから、当然腐食することは予想するわけですから、そういう設備上の、技術上の基準ですね、私はあつていいと思うのです。速やかにこういう部分を交換するような定期交換基準も含めて、これは今後の対応としてどういふふうにお考えになりますか、伺いたいと思うのです。

○政府委員(神谷和男君) まず、定期検査の内容でございますけれども、気密性の検査、肉厚基準の検査、ガス漏洩探知警報等々、もろもろのものの作動状況、安全状況等を検査をしていくわけでございます。それから、先生御指摘の肉厚につきましては、確かに外径あるいは常用圧力、さらには材料の許容引張り応力といったようなものを勘案した算定式で算定される肉厚を基準として定められておまして、検査の結果、それを下回れば当然交換でございますが、一般的に言つて、このようなコンピナートあるいは大きなプラントでございますので、できるだけ早目、早目の交換をするように指導もいたしておりますし、会社もやはり事故はどうしても避けたい、こういうことから早目、早目の交換を心がけておるようでございます。

ただ、御指摘のように、いろいろなガスが通り、いろいろな耐圧がある、それによつては材料等の耐え得る期間というものもあるだろうと、こういうことで経過年数を一定に定めたらどうかという御意見もございまして、御承知のように、高

圧ガス設備もいろいろなメーカーのいろいろな設計思想に基いたプラントがございますので、その設計思想により長期間使う場合のよりグレードの高い材料を設計の中で取り入れているケースもございますし、また、運転条件、保守管理の方法等も設備、設備で異なっておりますので、なかなか一定の期間という形で一律に定めることはむずかしいと考えております。

しかし、今回の事故の原因を究明いたしました場合には、それについての教訓をできるだけ多く取り出しながら、やはり現在われわれが法律で定める検査のほかにいろいろな指導も行っておりますので、そういうものも含めて安全サイドに立つて従来行っておりますいろいろな交換、その他をより安全な形で進めるよう指導してまいりたいと考えております。

○高杉通忠君 高圧ガスについては、一般高圧ガス保安規則で設備等の技術上の基準が定められているというのは、先ほど私も述べたとおりなんです。でありますから、これら基準があり、かつ定期検査が行われているにもかかわらず、ここはひとつ大臣にも後で所見を伺うのですけれども、そういうようなことになっているんだが、今回の事故が起きた。これは大変遺憾なことだと思うのです。今回の事故原因のいかんにかかわらず、これらの基準と定期検査のあり方については、やはり見直していく必要があると思うのです。

そこで、四月一日の本委員会においても、通産大臣はこの石油コンビナート全体に対して総点検を行います、こういうようなお話をいただきました。もちろん、これを実施していただいて、現在どういうふうになっているか、細かな検討も含めてこれらを今後の対応として基本を確立していただきたいのですが、いま申し上げましたような定期的をやっている、いままでこういう基準でやっているんだが、今回の事故、爆発というふうになるわけで、これらについては見直すべき点は厳密に今回の事故を、事実をやつぱりきちつと解明をしていただいて、そして二度と起こさな

い決意を私は固めていただかなければならないと思いますが、大臣としての所見、それからいま指摘しました点についてはそれぞれからお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 事故の再発防止のためにはまず事故原因の究明を行うことが第一でございます。現在事故調査委員会を設置して原因究明に努めておるところでございます。この結果を踏まえて、今回の事故に関連した事項に重点を置いて総点検を実施するとともに、事故防止のための適切な措置を講じてまいりたいと考えております。そこで、私も先般の委員会でも全国的に総点検を行う、こういうことを申し上げたわけでございますが、四月七日付でコンビナート事業所の保安、防災体制を中心とした保安点検の実施等について各都道府県、関係事業者団体あてに通達を出したところでございます。この総点検を踏まえまして、さらに事故の未然防止ということに対してこれからひとつ力を注いでまいりたいと考えております。

○政府委員(神谷和男君) 補足させていただきますと、ただいまの総点検の中で、今回の事故のございましたような重油直脱装置につきましましては、その設計上のいろいろなデータあるいはその後の管理状況その他点検の結果等を含めて本省まで連絡を今回はしていただきました。それらについては規則の問題その他を別にして十分それらの設備に問題ありやなしやというのを私どもの方でも検討もしてまいりたいと思っております。先ほど大臣の答弁にもございましたように調査結果が出ましたならば、そこに重点を置きまして、再度必要な指示あるいは指導を行ってまいりたいと考えております。

○高杉通忠君 いま私が前段で申し上げた点は定期検査です。そういうものが実態として、私が聞いている範囲では検査の会社に委託するとかいろいろな方法があるんです。そういうような点で定期自主検査を検査会社に委託しているようなことの問題はないだろうか、こういう具体的

な指摘ですね。それと同時に本体の検査に集中して、パイプ、配管、そういうような検査等については手抜きといったら語弊があるかもしれませんが、どうも省略をしていくような傾向に実は定期検査というものがあろうから、そういうことを通常厳格にきちつと行っていけばある程度の私は事前に防げる道というのはあるはずだと思うのです。

そこでさつきも申し上げましたような検査もやるし、当然一定の期間が過ぎたら交換をしていく、これも私は必要ではないか、こういう点が指摘している点でありますから、その点を含めて今後の前向きなこととひとつ対応をいただきたい、こういうふうに要請をしているところです。

そこで、今回の事故について誘爆は免がれませんでしたけれども、重油の脱硫装置の爆発だけでコンビナート自体の爆発には至らなかった。これはコンビナート等災害防止法が有効に働いていた、あるいは共同防災組織あるいは防災要員の人たちの危険を顧みない消火活動、こういうものだと思いますが、私は災害というのは最初に申し上げましたとおり、いつ起こり得るか、これはそういうことが予想されるわけですね。それで事故調査の、事故の主要事項の報告をいただいたのを見て他者のコンビナートにおいても脱硫装置の事故というものがあるわけですね。ですから、脱硫装置そのものに今度は触れてみたいと思うのですが、現在の脱硫装置で万全である、こういうふうにお考えかどうか。私は言うなら安全弁なり張り込みポンプ付近から油が漏れている、この通報がある。だとすれば、これを点検するときにはパイパスで、一時その方向はとめても、パイパスで通しておいてでもその漏れている個所の点検というのはできないことではないだろうかと思われるんですが、脱硫装置本体そのものについて設備上、構造上、いま指摘した点についてはどういふふうにお考えになつておりますか、伺いたいと思います。

○政府委員(神谷和男君) 御指摘のように、過去重脱の関係では二回の事故が起きており、今回も

大きな事故が起きておるわけでございます。基本的に高温、高圧で水を添加して処理をしなければならぬ装置でございますので、私どもとしては高圧ガス施設ということでこの安全には十分の配慮をすべきであるというふうにお考えのところでございますが、設計段階におきまして御指摘のようないろいろな腐食の問題あるいは高圧に耐え得るような肉厚の問題等々は十分勘案した上で、本来危険なものでございまして安全な形で操業し、運転ができるような設備として設置がされておるはずなんでございます。しかるに、繰り返しになりますが、今回含めて三回の事故が起きておるところに問題があるわけでございますけれども、前二回につきましては、一回は運転停止操作中の若干のミスでございまして、さらに一度はフランジ付近からのガス漏洩というところになっております。しかも、高圧分離装置冷却器の出口フランジ付近、今回の個所と違つた形になっております。したがしまして、これらの中で、どこでどう起きたかということよりも、どういふ原因でどのような事故が起きるかというのを今回の調査の中からできるだけ教訓として学び取りながら、それによって検討し得る分野についてはできるだけだけの検討をさせていかなければならないと考えております。

御指摘のように、緊急時に一時とめて点検をすべきではないかという御指摘につきまして、今回の応急措置が具体的にどのような状況のもとで爆発が起きたのかというふうな事情を十分調査した上で、やはりこれも敷衍的な反省材料という形でできるだけ周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○村田秀三君 私も関連でちよつと質問いたしますが、全くこれは素人でございますが、むしろ勉強させていただく意味で素人なりの疑問について質問してみたいと思います。

あの破損箇所は切断をいたしまして警察が押収をいたしておる、こういうことでございます。い

かということも見きわめてまいりたいと考えております。

ただ御指摘のように、それにもかかわらず今回のような事故が起きたということでございますが、長いパイプでございますので、やはり何カ所かというか何百カ所になるわけでございますが、定点をとりましてその調査を行っておるわけでございます。その定点のとり方、要するにどこを調べていくかという点について、今回の原因究明の結果を待った上で、われわれといたしましてより適切な個所の選定といったようなものが検査の際に行われるように指導してまいりたいと考えております。

○高杉建忠君 いまのその超音波における検査の方法ですね。これは通常はそういうふうなことでやっていると申すのです。しかし、いま申し上げましたようにあるいは村田先生からも御指摘のように、予想しないところに実は劣化現象というのがあるということは先ほど申し上げたとおりです。だから、そういう一年一回の定期検査、しかも保温材があるパイプ、これで十分であるかどうか、これは疑問だと思ふのです。そう考えません。ですから常に高温高圧が通っているところですよ。しかも劣化現象が現実に、品質から言っても、機械から言っても、機械から言っても予想されるというのですから、だから当然パイプ等の厳重な、厳密な——そういう超音波の一通りの検査、これは改めていく必要があるのではないかと、こう思ふのです。その点はどうでしょう。

○政府委員(神谷和男君) まず、いわゆる肉厚試験、超音波試験のとり方でございますが、条件が同じ状況のパイプで、しかも最も破損の可能性の高い箇所をとりながらチェックをすると、こういう方法で行っておるわけでございまして、それよりも条件のよい箇所、あるいは条件が同等と思われる箇所でも予想以上のいわゆる劣化、弱くなっておるといふ状態が起きておることに關して、まずやはり第一に原因を究明しなければならぬだろう。その上で、それに対する対策としてはど

ういうことがあり得るか。これは学者の委員会の先生方の御意見も十分承つてまいりたいというふうに考えております。

さらに、現在行っております気密性能試験その他を十分慎重に併用しながら総合的な判断を行つていくということに対処していくことが、コンビナートのような非常に膨大かつ複雑な装置に關しては必要であり適切ではないかと考えております。御指摘のような点を踏まえて、専門家の御意見をできるだけ聞いてまいりたい。特に原因究明の結果を踏まえながら進んでまいりたいと考えております。

○高杉建忠君 石油コンビナートには各種の装置や多くのパイプが配置されている、これは御承知のとおりなんです。そして、そのうち高圧ガスを扱うものについては高圧ガス取締法に基づく規制、規則で一律に技術上の基準が定められている、年一回の検査が行われている、これはいままでお伺いしてきたとおりであります。これら装置やパイプの中を通るガスが一定の種類のものであるなら、画一的な規制、規則でも、その規則が満足すべきものなら問題がないと思ふのです。しかし、現実には装置やパイプの中をさまざまなガスがさまざまな温度や圧力で通っているのだから、また、脱硫酸装置やそのパイプの中では腐食性の強い硫酸化合物を含む高温高圧のガスが絶えず通っているんですね。御承知のとおりなんです。

このような悪条件のもとにさらされているパイプあるいはその他の高圧ガス設備、こういうものは同じ規則を適用するのが妥当であるかどうか。私はやっぱり、画一的なものであつていいかどうか、これをまあきわめて疑問に思つていふんです。そこで、その腐食性の強いガスを扱う設備にはそれなりに耐腐性の強い材質を用いなければならぬ、こういうふうなこともきちつとして、また検査も年一回では少ないと考えるんですね。そういうふうな点もこれは今後この事故を教訓にしていかなければならない点でありますから、

これらについては適性、適所に応じたそれなりの規則なり基準なりの改正をしていく、そういう対応が必要だと、こういうふうに通うのです。どうでしょうか。

○政府委員(神谷和男君) 御指摘のようにガスが異なるあるいは圧力が異なる温度が異なるというような状況下においての種々のパイプを設計上組み込んでいかなければならぬわけでございまして、これらに關しては、それらの種類、性状等に應じた適切な材質を選ぶということが第一点。第二は、腐食性の高いガスに關しては、腐れ代と称しておりますが、想定される腐食の量といつたものをその設計値に加えるよう定めておるわけでございまして、私もいたしましては、それらの点を十分踏まえた基準ないし具体的な指導を行つておるつもりでございまして、いざという事故が起きておるという状況のもとでこういう事故が起きますと申すので、この調査の結果というものを虚心坦懐に受けとめて、その中からやはり必要な教訓は見出していききたい、このように考えております。

○高杉建忠君 科学的測定によつて一定の耐用年数、これは算出されるわけなんです。ですから、たとえば航空機のように一定の耐用年数を過ぎたものについてはその部品の取りかえ、こういうものも当然考えられるべきことなんです。特に、何回も申し上げるように、そういう危険有害、そういうもので高圧高温でありますから、こういうような危険物を扱う装置については、やっぱり大ざっぱな規則、画一的な規則ではなく、その危険物の性質、態様、こういうものに應じてきめ細かい規則というものを定めるべきだと考えるんですね。

いまも答えたいように、今回の事故の教訓として、高圧ガス取締法に基づく規制の改正、たとえば脱硫酸装置についてはその用いる材質あるいは必要な肉厚ですね、あるいは検査、これからの検査の方法、こういうような問題や、検査の期間ですね、期間の短縮、こういうよう

なものが具体的には私は考えられる諸点だと思ふのです。こういうようなことを今回の教訓としていかなければならないが、こういうような部品の交換等も含めて、やはりきちつとした措置を講ずべきだと思ひますけれども、その点についてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(神谷和男君) 御指摘のように脱硫酸装置に關しましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、非常に過酷な条件での反応がございまして、慎重にわれわれとしても対応していかなければならぬものと考えておりますが、この脱硫酸装置そのものの設計あるいは設計条件、それに対応した材料といつたようなものもプラントごとに多様でございまして、したがって、私どもといたしましては、先ほど御指摘になりましたような検査の方法、まあわれわれといたしましてはやはりできるだけのことをやっております。そこでございまして、今回の事故の経験も踏まえながら、そういうものを勘案しながら、よりよいものを求めていききたいと考えております。

いざにいたしまして、設計条件の異なるプラントでございまして非常にむずかしいところがございますけれども、おのおの状況に応じた基準の具体的な運用、適用といったものを指導してまいりたいと考えております。

○高杉建忠君 石油コンビナートに關しては、何回か指摘をいたしましたように、通産省それから労働省、自治省、こういう各省がそれぞれ関係法律に基づいて監督指導を行つておることはわかつております。安全管理体制とその実施面においてどうも各省ばらばらであつてはいけぬ、こういう感が強いのです。

そこで、コンビナートの設備等は通産省が所管しているところでありまして、保安検査というものはこれは会社自身個々に任せているわけですね。それから自治省は消防の面、こういう立場から、言うなら装置あるいは機械そのものの、そういう専門技術面になかなか立ち入るといふのはむず

かしいわけですね。しかも、労働省については働く人たちがあつては人身の事故がない限り、こういった予想される安全を確保する、そういう立場にありながら、なかなか立ち入った監督というのにはむずかしい現実がある、こういうふうについているんです。したがって、各省はばらばらの実態で、災害防止対策というのは私はどうもどかに手が抜けられる嫌いなところを感じております。そういう一つの事故があるたびに言われるように、対策がどうも後追ひになる。私は、去る四月の一日の委員会でも、安全こそ先取りでなきゃいかぬ。防災——災害を防止することこそ第一の基本である、こういうふうにして申し上げておられるところでありますが、こういう各省ばらばらの対応を、何とかもつと具体的に現地、現場で一体になれるようなそういう体制はとれないものだろうか、各省ごとにとつと聞かせるをいただきたいと思うのですが、まず通産省から聞かせるをいただきたいと思ひます。

○政府委員(神谷和男君) 私どもの方では、高圧ガス設備につきましては、先ほど来御説明をさせていただいておられますが、先ほど設計段階からのチェック、さらに完成検査、保安検査といったようなものを、先生御指摘のように企業に自主的にやらせているものもございしますが、県が最低限年一回は行わなければならないという形で非常に複雑なプラントに関して保安の万全を期するよう、種々の対応を講じておるところでございしますし、消防庁等におかれましてはまたそれぞれの対象についてチェックを行つていただいておりますわけでございます。

具体的にはいろいろ両者が現場でお互いに相接するようなケースもございしますけれども、私どもの了解する限りにおいては、現地においては非常に連絡よく行われておるようございまして、今回の場合不幸な災害でございしたけれども、事故が起きた場合には、直ちにコンビナート法に基づき自衛消防隊が出動し、公的消防隊が参りました場合には、直ちにその指揮下に入つて、一体となつて災害の拡大を防ぐというような形で効果も上げておるわけでございます。

いろいろな御指摘ございしますが、それらの点を十分勘案させていただき、反省させていただきながら、末端における連携を今日以上にさらに密にするようにしてまいりたいと思ひます。

○説明員(藤田康夫君) ただいま通産省の方から御答弁がございました。結論から申し上げますと、私たちも同じ意見でございまして、先生御案内のとおり、危険物施設につきましては消防法を初め関係法令によりまして技術的な基準を定めておりまして、その基準によつて許可あるいは完成検査を行ひまして、完成後も一年に一回以上の定期点検の義務を課し、あるいは地元の消防機関が立ち入り検査を行ひまして、その安全性の確保に努めておるところでございします。いずれにいたしましても、現地における連携プレー、これが必要なことは先生御指摘のとおりでございまして、関係機関が連携がうまくいくよう、なお現地等を指導してまいりたい、かように考えておるところでございします。

○説明員(小俣和夫君) 労働省といたしましては、各コンビナートごとに労働災害防止対策協議会、まあ災害防止対策協議会でございますが、これができておりました、これにつきましては私どもの出先機関あるいは果あるいは消防関係機関、こういうところと一緒で協力して一体となつて指導に当たる、そういう面を越えての協調というところが図られるんではないか、また今後その方向で進めたいと思ひます。

○高杉忠忠君 特に通産省の方にお願いをしておきたいと思ふのでございますが、最初私が指摘をしました。それから一昨日調査に行きまして、それぞれ会社の社長さん以下所長さんからお話を聞いて、安全に対する哲学といったんではないかという指摘をした。そこで、ぜひとも指導として大事なことは、二度と事故を起こさないような誓いはいつもするんですね。しかし、問題は、常

にあの広大なコンビナートという地区、あるいはそれに周辺の住民の人たちの不安、こういうものを含めまして今回の事故をやつぱり教訓にして、防災体制も、そしてそこに働く人たちの安全もあるいは地域の人の不安も一掃していくというような姿勢が私はきわめて大事であると思ふのであります。

そこで、会社側に対しても、私も先ほど資料として幾つかの日誌を含めまして御提出をお願いしたわけでありまして、これはぜひ早急に資料として御提出をいただくようお願いをしたい。確認であります。

同時に、こういう安全の認識についても通産省として強力な指導をお願いするところでありまして、この点についてはどうしようようにお考えになつておられますか。

○政府委員(神谷和男君) まず安全の考え方につきましては、私どももいたしましては先ほど冒頭に申し上げましたように、やはり高圧な危険なものを製造する装置であるがために特別な法律をつくつて規制をしており、保安に万全を期しておるわけでございますので、この原点を踏まえて対応すべきものと考え、そのように指導してまいりたいと思ひます。

それに関連して、会社としても種々の反省をしなければならぬところも多いと思ひますが、御指摘の資料等に関しては警察が証拠書類として押収されたものがございします。したがって、どういふものがそろつたのか私も定かでないまい。委員長の御指導を得ながら対処してまいりたいと思ひます。

○高杉忠忠君 先ほど最初に御報告がありましたとおり、今回の事故で八名の死傷者を出して、現在、重傷な方々ばかりだと聞いておられるわけですね。こういうような先ほどから指摘していますように、予想もしないところに事故が爆発という結果になつておる。したがって、コンビナートでは有事の際重大な二次災害、こういうことも発

生することは予想できるわけでありまして、異常時の措置ですね、緊急の行動、こういうようなことに対して最初に申し上げましたとおり、そこに点検に行つた人たちが駆けつけた、こういうようなことからの爆発で一挙に八名の死傷者を出しているわけですね。ですから、そういう従業員あるいは作業員の行動についても、やつぱり異常時における措置についての教育、訓練、こういうものが徹底をしていないところに問題があるんじゃないだろうか、こういうふうにお考えになりますか。

これも企業としての生産第一主義によるものであつてはならない、これはしばしば申し上げておる通りでありますし、安全こそ基本である、こういう哲学であるいは認識でひとつ二度と犠牲が出ないようになつていかなくはないと思ふのであります。そういうようなことについて通産省としての御指導をいただきたいと思ひます。

これらについての御指導についてはいかがお考えになつておられるか伺ひます。

○政府委員(神谷和男君) 異常時においてどのように行動すべきであるかという点に關しましては、企業の保安教育の中の項目にも入つておりますし、行動の一定の基準的なものをつくりながら従業員等への教育、訓練を行つておるところでございしますが、しかし、やはり異常というものはまさに異常な状態でございしますので、そういうマニュアル等ですべて対処し得るものでないところが非常に悩んでございします。しかし、今回のような大きな事故が起きたので、今回の行動といひますか、事態に対処してどこに問題があつたのかというように十分反省しながら、それらを踏まえて当該企業はもちろんのこと関係業界等にも十分教育材料として拳々服膺してもらつて原因の究明、あるいは種々の調査の結果が出てまいりましたら私どももいたしましては対処をいたしたいと思ひます。

○高杉忠忠君 教育、訓練についてあえて申し上げますと、そういう緊急時における行動、そういう基準があつて、これがたまたま知らなかった、

こういうことになれば教育がなかったことであり、知つていてそういう緊急な点検に入つたといふことになれば、私は訓練が欠如しているのではないだろうか、こういうふうな思ふのです。したがって、教育、訓練、日常のそういうものは実に大事である。そのことが緊急時に対応する基本姿勢であつて、私は通常からそういうものが行動基準なりあるいは緊急措置時における緊急停止、こういうことも含めて行動の教育、訓練、これは徹底していつていただきたいと思つてゐるわけなんです。

そこで、最後にならうかと思ひますけれども、今回の重大な災害の経験から、石油コンビナートにおける問題については去る一日の委員会でも大臣からも、総点検が実施される、こういうような趣旨の姿勢が述べられました。そういう総点検についても確認をいたしました。そういう総点検の実施ですね、その中からくる今後の対応、そしていままで私が幾つか指摘しました現行法制度の改正等も含めて私は取り組む姿勢がなければならぬと思ひますし、あるいはまた作業所の安全管理体制、これを徹底すること、これも必要であると思ひますし、それから周辺の人たちの生命と財産、そういうようなものの安全あるいは防災、こういうような総合的な安全管理体制というものを確立する必要がある、これは一日の委員会でも申し上げたとおりであります。重ねて要望いたしたいと思ひますけれども、大臣も席を外されておりますから、大臣には十分委員長からも、その点は重ねて御要望申し上げますから、今後の総合安全管理体制について徹底していくように実は要請をした

い。したがって、いま幾つか指摘しました点はそれぞれから所見を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。まず通産省、労働省、自治省、それぞれから所見を伺ひます。

○政府委員(神谷和男君) 私どもの方といたしましては、昨日、各都道府県に一斉点検の通達を出いたしました。関係事業者団体に対しても

保安点検の徹底を要請いたしておるところでございます。さらに原因究明の曉におきましては、その因果関係をベースといたしまして関連するプラントに關してのより具体的な対応点検を行つていきたいと思つております。

今後の安全管理体制あるいは保安関連の規則あるいは基準等の問題につきましては、私どももいたしましては、原因の究明の結果をまず一つの教育材料として謙虚に受けとめて、その上で所要の措置を講じていくと、こういう姿勢で臨みたいと考えております。

○説明員(小俣和夫君) 労働省といたしましても石油コンビナートの災害防止につきましては、従来から災害防止の最重点の業種といたしましては監督指導も濃密に実施しているところでござい

ますが、今回の事故の原因等の判明次第この教訓も生かしていかるべき措置をとつてまいりたいと思つてゐるわけでござい

ます。○説明員(藤田康夫君) 繰り返すことになるかと思ひますが、自治省といたしましてもコンビナートの安全防災体制の確保につきましても努力してまいつたところでござい

ますが、今回の事故の原因等について調査中とござい

ますので、その判明次第必要な措置をとつてまいりたいと、かように考えております。○委員長(降矢敏雄君) なお、委員長にお申しつけの御要請につきましてはかと大臣に申し伝え

ます。○村田秀三君 少し時間が残つておるといふことでありますから、最後に私もつけ加えたいと思ひますが、この間わずか一週間でございますから、また会社自体もいろいろ対応するために準備等十分であつたといふこともよく理解できます。で

にひとつお願いしたいと思ひます。

先ほど高杉委員からも要請がありましたさまざまな資料でございますが、点検日誌とか巡回日誌とかといふものもあれば法律で義務づけられてい

るんじゃないかと思ふのです。そういうものも出してもらいたいと言つたら、警察に押収されたとかどうとかいふようなこともございまして、そこは未確認でまいりましたが、やはりそういうものも出てきませんとなかなかこの判断がでかねるわけ

です。先ほど質問したあの辺がどうも私は一番問題だと、こう思ふわけですが、あの制御室ではすべてわかるんじゃないかという素人考えでございます。少

しばかり漏洩したものは目で見た方が早くわかりますというようなことで機器には出てきませんなどというよう

な議論もいろいろしてまいりましたけれども、いづれにしろ内部から爆発した、こういうことであれば安全弁がどうなつておつたのかといふことが一つあります。安全弁を閉鎖して

いたといふと大げさになりますが、許容量を超えて何かの圧がかつておつたといふとすれば、それほどの圧であればもうコントロールの機器にあらわれてくるんじゃないかという素人判断です。よ、これは。したがって、いわゆるその制御室の当時の状態、それからあと巡回日誌といふものが当然あるわけであり

いただきます。私どももちよつと生のデータを見ましてもなかなか分析しがたいものでござい

ますので、専門家の方に分析をしていただくと思つております。警察でもまたそれなりの検討をしておると思ひますし、司法捜査上の必要から種々の手を打つておるものと思ひます。したが

いまして、御指摘の関連資料につきましては、私どもでも会社の方に照会をした上、委員長の御指示を得たいと思つております。

○田代富士男君 私は、鹿島石油の事故に対しましては、去る四月の一日、事故が起こりました翌日当委員会

で質問をいたしました。そのときは、まだ私の掌握できる資料というものは、テレビあるいは新聞あるいは現地へ問い合わせをいた

しました電話の内容でありました。そのとき、私が端的に申し上げたのは、今回の事故の特徴は、高圧高温の脱硫酸装置の安全のために設けられた安全装置の事故といふものが問題の第一点である。

第二点は、また油漏れの事故を知らせるベルがかつて人身事故を招いているという、この二点が大きな問題点である。こういう立場から、私は一日の日に質問をいたしまして、私なりに六日の現地調査の折には、いろいろ聞きたい問題点を整理して現地へ参りましたが、私の同僚議員がた

現地まで聞いてまいりました生の声を中心にして問題を質問してまいりたいと思います。

（委員長退席、理事野呂田芳成君着席）

その前に、まず最初に、去る四月の七日、これは新聞に今回の鹿島石油の爆発の原因の問題が掲載されております。いま申されましたとおり、通産省の鹿島石油事故調査委員会が設置されました、その委員会としてのことかと思いますが、「爆発した第一重油直接脱硫装置の鉄製パイプが長い期間にわたって高温高圧ガスが通過することによって起こる伸縮作用でもろくなり、一すなわち劣化現象ですね、亀裂が生じた可能性が強いと判断した」と、こういう報道記事が出されております。まず、これに対して消防庁、警察庁、通産省はどういうお考えであるのか、簡単に御説明いただきたいと思います。

○政府委員（神谷和男君） 通産省といたしましては、先ほど御説明いたしました、現在事故調査中でございまして、同新聞に報じられておられるような調査の中間発表をいたしました事実はございませぬし、委員会からもそのような発表が行われたとは了知をいたしておりません。したがって、記事の中には若干いかにがかわると思われるような内容もございまして、大筋いろいろの可能性を含めて現在委員会でも検討をいたしておるところでございします。

○説明員（藤田康夫君） 消防庁といたしましては、事故の原因調査につきまして現在地元の消防当局において調査中でございます。いろいろと可能性がございまして、その中で今後いろいろ検討していくように指導してまいりたいと、かように考えておるところでございします。

○説明員（仁平園雄君） 警察といたしましては、地元茨城県警察、鹿島警察署に捜査員百五十名から成る捜査本部を設置いたしまして、関係者からの事情聴取、現場検証、鑑定等を捜査の重点として現在事故原因について捜査中でございまして、目下いかなる原因に起因するかというようなことは判明いたしておらないわけでございします。

○田代富士男君 いま事故調査中である、こういうことで明確なる答弁が返ってきませんでしたけれども、この報道で指摘されていることが真実であるかも知れないと思うのです。いまそれではありまじやないと言わなければ、何かの原因がなければこれは否定はできない。だから報道されていることが真実であるかも知れない。これが否定されるならば、別に真実があるはずですから、その点どうなんですか。もう一回聞きます。

○政府委員（神谷和男君） 先ほど申し上げましたように、大筋においていろいろ報道されておられるような可能性、その他の可能性も含めて、調査委員会でも検討をしておるところでございします。細部にわたって報道されておる事象に関して若干事実と異なっている点もございします。たとえば収斂をしておるというような事実がないとかいうようなことがございしますが、これはいづれにいたしましても今後の原因調査の結果を待たなければならぬことであらうかと考えております。

○田代富士男君 どうぞもう一回。

○説明員（藤田康夫君） 先ほど申し上げましたとおり、いろいろとある可能性の中で検討していくべき問題だと考えております。現在地元で地元の消防当局が原因について調査中でございします。その中の検討の一つとして調べていくということ指導してまいりたいと、かように考えております。

○説明員（仁平園雄君） 警察としてもまことに同様でございまして、先生御指摘のようなことも事故原因の一つかも知れませんので、そういうことも念頭に置いて今後捜査を進めていくということとでございします。

○田代富士男君 じゃ検討の一つとして調べていただきたいと思ひます。

それで現地へ参りまして委員会といたしまして状況報告を会社の方から聞きました。そのとき私は、全部メモしておりましたが、メモを整理したものです。事故発生時の三分ぐらいい前に、現地より張り込みポンプの近くで油漏れとの連絡が

あった、それからまたその次にもう一度連絡があった、安全弁がおかしいという連絡であった、これは役員の一の報告なんです。油漏れであったという報告なんです。それで質疑応答の最中に三浦常務が発言したことは、こういう発言をしています。これは、警報器が鳴らなかつたのはなぜ鳴らなかつたかという問題で出たことに對しての答えの中で、警報器がなぜ鳴らなかつたか。数十点の装置が配置されていたと、それでも鳴らなかつた。これは、発見者が機械が作動する前に発見をしたんですと、こういう発言なんです。その近代的な設備を備えた機械が発見する前に人間が発見した。最初は白煙でありました、白煙が上がった、だから機械が探知する前に発見をしましたと。一人の役員は油漏れ、油が漏れている、一人の三浦常務は、最初に白煙が上がりまして、こういう一番最初の現地における事情聴取です。これは皆さん方全部知っております。私のメモにちゃんと書いてある。そこで私は、油漏れと白煙が上がったという、これはいかなることであるか。そこでわれわれはその事情聴取をした後で、その機械設備を、オペレーションセンターですか、そこへ参りました。その現場責任者に私は、白煙が上がった場合はこの計器に感知されて出てきますか、油漏れがあった場合はどうやって出てきますかということを聞きました。鳴ったのですか鳴らないのですかと私は聞きました。白煙と油漏れと二つ聞きました。その直後です、それに対して警報器は鳴らなかつたという言葉が返ってきました。

そこで私は、まず、一人の役員は油漏れと言っている、一人の役員は一番最初白煙と言っている、この真実はどちらが真実ですか、この辺明確にしたいだきたい。

○政府委員（神谷和男君） いろいろな事情の説明をわれわれの調査委員会としても整理しなければなりません、やはり先生のおっしゃったような問題点を解明していくには、現在重傷でおられる方々からの状況の説明を伺わないと正確な事実の

確認はできないと考えております。いづれにいたしましても、回復の状況に応じていろいろ私どもとしても調査をさせていただきたいと考えております。

○田代富士男君 いや、これはね、私が聞いてるのは、片方は白煙が上がったと、片方は油漏れと、どちらなんだと端的に聞いてるんです。それも調査委員会に聞かなくちゃわからないのですか。どちらなんだと聞いてるんです。

○政府委員（神谷和男君） 私どもも、具体的な現場の状況は、いま申し上げましたように、現地に駆けつけた方、その前に発見されて通知された方が一番よく承知されておると思いますが、先ほど御報告いたしましたように、不幸にも死亡された同僚の同伴者等のお話を伺わないと、具体的にどのような状況であつたかというのを私どもの方から御報告できる状況にはないわけでございします。ただ、推定し得ることは、高温の油並びにガスの混合物がその管の中に存在すると考えられますので、蒸気と同時に油の出る可能性もございしますし、蒸気のみが見える可能性もある。このあたりにつきましては、現実に発見した人の証言を得た上で、一つの重要な参考データとして原因究明の材料にいたしたいと考えております。

○田代富士男君 私が聞いてるのは、局長ね、現地で見た人でなかつたらわかりませんと、あなたはそういう報告をしていらつしやる。現地から二回通報が来ているわけなんです。二回通報が来ていることは、もうその人がどういう状況で見たとか、内容の報告は二回来ているわけなんです。それを会社は会社で、役員会でそれを承知しているわけなんです。だから、われわれの調査団が行つたときにその報告をされてる。その上で、急に聞いたわけじゃありませんよ、片方は油漏れ、片方は白煙と出てきてるんだから。これはその現地にいた人に聞かなくちゃわかりませんという。現地にいた人が発言をしているからそういうことが役員の方から出てくるでしょう。役員

が勝手に言っているわけじゃないでしょう。だから、どちらが、油漏れであったのか、白い煙が上がっていたのが原因なのか、私が質問しているのは無理な質問じゃないのですよ。どうなんですか。それすらもあなたは現地へ行つた人でなかったからわかりませんと言つたら、すでにいまさっきの質問では、現地から報告した人は二人とも死亡したと、あなたは言つたじゃないですか。死人に口なしで聞けないじゃないですか。聞けない人に、現地へ行つた人から聞かなくちゃならないという、そういう答弁がありますか。きょうは、二人の死亡者の上にもう一人死亡で、三人になつていないじゃないですか。現地へ行つた人でなくやわかないと言つても、すでに、それはあなたの答弁であるならば、いまさっきの答弁は、目撃した二人は死亡しておりますといつたら、現地へ行つた者から聞かなくちゃわかりませんということ、もうこれは原因は究明できないということじゃないですか、どうなんですか。

○政府委員(神谷和男君) 具体的に白い煙が出ていたのか油が出ていたのかという御指摘に關しましては、先ほど申し上げましたように、いろいろな状況からわれわれとしては材料を得た上で一つの判断を下さざるを得ないと思つております。確かに御指摘のように、ページングでも通報があつたということは事実でございますが、それで、言われておりますことが一つの伝聞に基づくものでございまして、具体的に現地がどのような状況になつていたかという判断の一つの材料にはなりますが、確定というわけにはまいらないという趣旨で申し上げたわけでございまして、通報者は、第一次通報、第二次通報同一人でございすけれども、先ほど亡くなつたというふうに申し上げましたが、それ以外、現地に緊急措置のために駆けつけた方々が重傷でおりますので、そういう方々からもできるだけ事情を聞いて確認をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

○田代富士男君 いま申し上げた、これも私は納得できません。これは現地へ行きまして役員の中心

でもこれだけの、一番大事なことです、この食い違いがあることを私は指摘しておきます。

第二番目には、われわれがそのオペレーションセンターですか、そこで事情を聞いたときには、定期的にこれは巡回検査をやつていますかと聞きました。そのときの説明は、二名ずつやつております、二時間置きにやつております、こういう説明がなされました。二名ずつ二時間置きにこの巡回検査をやつております、ああそうですかと。二名ずつですよ。ところが当日、会社からの報告書を何ももらつておりません。だから、いま村田先生から誠意がなかつたと言われるのは、ほかの警察関係、消防関係からはちゃんと報告が出てきた。会社からは何の報告もないくらい……。それはもう同僚議員がおつしやつたから省きますけれども、その警察からの報告によれば、巡回者は一名であると言ふ。会社では二名と言つてゐる。警察の報告書で一名になる。この点の食い違いはどうなんですか。

まず、消防庁に聞きますけれども、消防庁の報告は間違いないでしょうか。

○説明員(藤田康夫君) 私たち現地から受けました報告によりますと、運転員一名が巡回中と、こういうことを承つております。

○田代富士男君 どうなんですか、通産省。

○政府委員(神谷和男君) 私どもの承知しておりますところでは、巡回者二名、報告者一名という報告を受けております。

○説明員(仁平園雄君) 先ほど警察からの報告では、巡回員一名となつておるといふ御指摘でございしますが、警察庁から派遣いたしました捜査指導官が聞いたところによりますと、二名ということでございます。

○田代富士男君 消防庁からの報告の書類、私ここに持つております。もう時間がなから読みませんけれども、私全部目を通しました。その違いは一名と。警察は二名、通産省は二名、この違いはどうするか。私が一番最初に言つたでしよう、今回現地へ行つて調べたら、いろいろな、単純な

のでも食い違いがある。これも大きなことです。大臣、どうですか。まだいまからずつとなにしますけれども、いま言つたこの二点だけでもこれだけの食い違いがある。大臣、どうなんですか。これ、どうしますか、これだけの肝心な食い違いを。こういう問題はやつぱりはつきりしなきゃならないと思います。

○田代富士男君 どうぞ、はつきりしなくちゃならないけれども、わかるじゃないですか。大臣、調査中だからと言つても、二名行つていたのか一行つていたのか、いまだに、もう一週間以上たつたんですよ。

じゃ、消防庁から出ている資料は一名になつてゐるんですよ、消防が勝手に一名と書いたんでしうか。これは、消防は消防で調べて書いてゐるでしうか。大臣、調査中だからと、これは調査中という言葉は通じませんよ。調べればすぐわかることじゃないですか。これすらも、現地調査に行つたにもかかわらず明確でない。これはどういうことなんですかね。じゃ、これも調査中で、いつごろわかるんですか、大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) これは、いまここで一名とか二名ですね、はつきりするわけにいかないわけですから、こうして答弁が食い違つても困ります。これは原因究明に、いろいろと支障がくるわけですから、こういう問題ははつきりしなくちゃならぬ。早急に調査をして、いま調査をしているわけですから、こういう問題ははつきりしなきゃならぬと、こういうふうに思ひます。

○田代富士男君 じゃ、大臣は、この問題は看過できない問題として私が指摘するまで、一名であつたと思ひますか、二名であつたと思ひますか。大臣自身のお考え、どうですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 報告によりますと二名と、こういうことです。

○田代富士男君 きょう私は、改めて一名と言つた、ここにも食い違いがあるということは問題ですね、これはどうですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 消防庁の報告と警察、通産省それぞれ食い違いがあるというのは、やはりまだ調査中ではつきりしてないというところでしうから、完全な調査によつて、この問題、二名か一名かはそれは調査すればはつきりするわけでしょうから、はつきりしなきゃならぬと思ひますね。

○田代富士男君 大臣、私もう期せずして笑いたくなるんですよ。たつた二名か一名かすらも一週間たつても調査中だと大げさに言ふべき問題と違つてしうか。これは公になつたら笑われる問題ですよ。こういうことが一つ一つ私が言つたとおりに食い違いがある。

また私疑問は、警報器が鳴らなかつたということですが、私も現場で言いました。オペレーションセンターにたくさん計器が備えつけられました。でもこれは今回の事故には役に立たなかつたんですけれども、返事はノーでした。なぜならば、私に疑問を持ったことは、警報器が鳴らなかつた。三浦常務の話は、警報器が感知する前にそれを人間が早く見つけたということですが、そこへ、いままた人数を言いましたらまた調査中ということになります。八人の人がそこへ確認に行つた。私はなぜ確認に行つたのかという話に對しては、その現場でのお話は、こういう話が返つてきました。なぜ一度に八名が出ていったのか。現在そのグループの中心者、班長が入院中で事情を聞くことができない。高温、高圧の装置のため迅速な処置が必要である。ちよつとおかしいとの連絡を受けたので、どういう状態かと判断することが大事である。第二動作をとる必要があるの出動をした。では、平時のときにはどういう指導をパトロールの人にやつてゐるかと云えば、異常状態を確認せよということを示している。そうした場合には、異常状態ということは緊急停止をすべきこともあるのか、過去に緊急停止をしたことがあるのかと、過去にも緊急停止をした

ことがあります。では、緊急停止をすべきかどうかということはどうするんだと、その担当者各人に与えておきます。こういう返事が現地で戻ってきております。私一人だけじゃありません。全部聞いております。私の作文ではありません。これはメモをとっております。

そうしますと、機械が作動する前に人間が察知した。しかし、そこへ八名が一堂に駆けつけたというところは、日ごろからそういう事故が起きた場合に八名が駆けつけているのかと、私はそう思わざるを得ない。八名が駆けつけていなくてはならない、まだ機械が感知する前の状態であつてもそれはかなりの状態であつたであらうと思うのです。それが、なぜ機械が感知できなかったかというところは、機械は作動してないということじゃないかと私は思うのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(神谷和男君) 具体的に、先生御指摘の異常事態における緊急な対応は、上司の指示を仰ぐ余裕のない場合には班長の判断によつて行うことができる、こういうことでございまして、駆けつけるに当たつて班長が何らかの判断をしたことは事実であると思いますが、それにつきましては、先ほど先生からも御指摘ございましたように現在班長が重傷でございましてその間をつまびらかにすることはできない状況にございまして、ただ、警報器が鳴っていないかつたということは、われわれ現在まで集めております情報では事実というふうに判断ができるわけでございまして、これがなぜ鳴らなかったのかということに関しては、漏洩ガスの特性あるいは警報器の設置箇所と今回の導管の破裂箇所との位置関係といったようなものをさらに専門家に検討をしていただく必要があるかというふうに考えております。

○田代富士男君 しかし、このことも大臣大事なことですよ。これは私が四月の一日に質問をいたしましたときに、参事官が、この問題は今後のいろいろ調査をするところの最重要課題の一つであります

すという答弁を持つて私は現地へ乗り込みました。少々のガス漏れであるか、白い煙が出ていたか、これもわからなかつた、きょうの委員会でも機械が作動しなかつたけれども八人が行つてゐる。このことも明らかにしてもらいたい。だから、警報ベルが鳴つたか鳴らなかつたかというこの真相はぜひとも究明をしなくちゃなりません。同時に、このベルについて考えなければならぬところがあるんじゃないかと思うのです。

それはどういふことかと言へば、今回の事故の場合に、巡回中の作業員からの通報で待機中の作業員が現場に駆けつけて事故に遭つたと。これは警報ベルが鳴つたとしても同じことになつたのではないかと思うわけなんです。

(理事野呂田芳成君退席、委員長着席)

だから、駆けつけているというのは、高温高压装置の付近ではもう無防備というのか、無鉄砲ではないか。鳴らなくても行つた。鳴つても行つた。そしてこれだけの事故が起きている。このような、そういう高温高压装置の付近の無防備、無鉄砲なことが日ごろどうなつていたのであらうか、私はこの点疑問でならない。その点どうですか、何回ぐらゐ緊急停止をやつたことがあると云うか、その状態も、白い煙か油漏れの状態で緊急停止をやつていたのか、どういう状態で緊急停止をしてたのか。今回のケースは初めてのケースであるのか、対比を出していただきたい。どうですか。

○政府委員(神谷和男君) 当製油所におきまして事故においてどのような緊急停止がなされておつたかというデータは、私どもの手元に現在ござい

ません。それから具体的に、このような異常時に八人駆けつけたのか、その判断は、先ほどの繰り返しになつて恐縮でございしますが、具体的に状況を判断して指示した班長から状況の御説明を伺う必要があるかと思つております。

それで、現地における対応、それから現地の状況、そういうものを踏まえた上でこの種の対応と

いうものが、やはり反省すべき点があつたか、ないか、そういう点を十分われわれとしては検討した上で今後の保安上の教育、訓練というものの指針にしたいと考えております。

○田代富士男君 私がいま質問したのは、質問を取り違へぬでください。

警報器が今回鳴らなかつたけれども事故を起した。鳴つていても八名は行つていたのでしよう。そうしたら同じ事故を起しているわけなんです。鳴つていても行つていないで、八名は鳴らなくても行つていくから。そして私が現地で聞いたのは、緊急停止をいままでもやつたこととあります。そうすると、緊急停止をやるということは、何らかのそういう事故に通ずる問題が起きている。だから、いままでは緊急停止をやつてもそういう事故になつていない。そのときはどういふ事故であつて緊急停止をやつたのか。だから今回も、現場を見て緊急停止をしなくちゃならない、第二の作動を起さなくちゃならないために確認に行つていくわけなんです。それから、いままでも緊急停止をやつたときの事故の内容と今回の事故の内容との違いがあるのか、同じことであつたのか、そこを聞いていくわけなんです。いま、局長の答弁は答弁になつておりませんよ。

○政府委員(神谷和男君) 実は先生御指摘のところからわれわれの調査内容でございまして、今回の事故がどのような事故であつたかというのをまず調べませんと、なぜ、どういふ対応をしたのか、しなかつたのかということについての関連あるいは妥当性に関しても判断できないわけでございまして、そこにつきましては、現在、事故調査委員会のメンバーが種々検討しておるところでございしますけれども、先ほど御説明させていただきまして、さらに材料点検その他を行わなければならぬ、あるいは現場におりまして恐らく対応あるいは作業に当たつたであらうと推定されま

す方々からのお話を伺つて、それらを総合的に判断する必要があるかというふうに考えております。

す。従来、操業をストップしたり緊急停止をした場合には停電関係が比較的多かつたというふうに了解いたしておりますが、いづれにいたしましても、過去の事例と比較するためには、今回の事故がどのような性格のものであり、どのような状況にあつたかというのをさらに解明していくことが必要であらうかと考えております。

○田代富士男君 では委員長にお願ひしますけれども、いま会社で、われわれは現地調査へ行つてきたんですから、そのときには緊急停止をやつたことがあると言つてゐるんですから、会社の緊急停止をいつやつたのか、その月日と、どういう問題で緊急停止をやつたのかということ、これは資料として出してもらいたいと思うのです。よろしうございしますか。

○委員長(降矢敏雄君) 前質問者からもございしますので、一括してまた私の方から。

○田代富士男君 じゃこれは出していただきたいと思ひます。

そこで、もう一つは、われわれが現地へ参りまして聞いたときに、一番最初にお聞きした報告は、張り込みポンプの近くで油漏れという連絡を受けましたと、二回目の連絡では、安全弁がおかしいという報告でありました、これは役員の人一番最初の報告でございします。そこで、私は現場へ参りまして、張り込みポンプというのはどこにあるんだと聞いてみました。張り込みポンプは下の方です。安全弁というのはどこにあるんだと言つたら、最初は、十メートルぐらいのところだと言つた。正確に言つたら、六メートル七十センチのところ、安全弁のパイプがあると、これが現地ではつきりした。そうすると、最初は張り込みポンプ、下の方がおかしいと言つた。第二回目では安全弁の六メートル七十のところから漏れているという報告を受けたと言つた。調査委員会のこれも調査の対象ですという答弁が戻ってくるかわかりませんが、こゝろあたりどう説明されますか、ちよつと説明してください、われわれ

素人にわかりやすいように。

○政府委員(神谷和男君) どうも答弁を申し上げにくくなったんですが、実際に調査をしておりますのでその説明にまたなければなりません。先生御指摘のように、まあ張り込みポンプと申しますか、われわれの了解しておりますのは、その隣にあるリカバリタービンでございますけれども、大体同じ付近でございますが、これの付近から煙が出ておるといふような通報もございましたし、さらに、安全弁の下流フランジ付近から煙が出ておるといふのが二回目の報告というふうになりました。この両者、個所が違ふわけでございまして。

○田代富士男君 いろいろな通報があった事実も調査委員会の検討の材料としてまさに諸先生がいろいろ議論をされておるところでございますが、これらの二つの事実が原因説明の材料になるというより、他のむしろ材料をこれに組み合わせませんと非常に物事がかえってわかりにくくなるような状況になっておるうちに、私も専門家ではございませんが、知をいたしてあります。したがって、先ほどの繰り返しになりますが、それ以外のいろいろなデータというものをできるだけ早く委員会に入手をしていただいて検討をしていただくかと考えております。

○田代富士男君 いま私が指摘した、これが解明しないと問題がわかりにくくなっているという答弁ですけれども、そこあたりもうちょっと、現時点においてわれわれにわかりやすいように説明してください。

○政府委員(神谷和男君) 先ほど御説明申し上げましたように、パイプの破損箇所が二カ所ございます。一つは、安全弁の下流、これを破損箇所ナンパーワンとわれわれ称しております。それから、それより下方、先生のおっしゃった重油のみの流れておるポンプ、リカバリタービンに連なっておりますパイプがやはり破損をいたしております。

○田代富士男君 何カ所。
○政府委員(神谷和男君) 一カ所でございます。

これをナンパーワンと称しております。

○政府委員(神谷和男君) この前後関係あるいは因果関係をさらに究明する必要があるかと思ひます。むしろ、一カ所でございますと、事故がそこから発生したというところで非常にわかりやすいわけでございます。二カ所になっておると、先ほど申し上げましたように二つの証言があるというところでございますので、検討の先生方の中にもいろいろ疑問を持たれる向きもあるようでございまして、非常に熱心な意見交換が行われておると了知をいたしております。

○田代富士男君 だから、いま下の張り込みポンプの方にも破損箇所がある。それから上の安全弁の方にも破損箇所、二カ所。いままでは二カ所、二カ所というところで、具体的に二カ所だから場所を指して言われていたけれども、現実には破損箇所は三カ所ということになるわけですね。そうしますと、これはパイプの問題、同僚議員も指摘されましたが、パイプのことが一番の問題になるんじゃないかと思うのです。

そこで、私は現地調査から帰りまして、問題のパイプのメーカーを通産省、警察庁などに問い合わせをいたしましたけれども、警察庁ではわからないと言っております。いつそれを取りつけたのか、十二年前に設備されたそのまのパイプであるのか、あるいは途中で取りかえたパイプであるのか、あるいはこのメーカーはこのメーカーであるのか、そういう点警察ではわからないと言ふ。通産省ではパイプの規格、構造、材質はわかるが、メーカーについては記録をしていないと言ふ。またプラントメーカーは日本揮発油というエンジンニアリング会社で、実際は下請につくらしたということであると、この程度の返事しか戻ってきておりません。

だから、私はまず、このパイプは設備されたその当時のパイプであるのか、あるいはさつき局長が同僚議員の質問に對して答えていらしたやつたのは、早目に交換するよう指導しているというふうな答弁をされておりましたが、これは

途中交換したものであるのか、交換したというならば、いつのものであるのか、そこあたり明確にしてください。

○政府委員(神谷和男君) 県が、交換等は高圧ガス設備として許可をする必要がございますので、その関連で調査は可能でございます。当該パイプにつきましては四十五年以降交換は行われておりません。肉厚試験その他に關しまして、特に問題が現在までのところあらわれていないパイプであったと、このように了知いたしております。

○田代富士男君 じゃ、設置当時からこれは交換されてないパイプであるということだけは明確になりまして。これは明確になった。そうしますと、メーカーの名前は一番最初施設をつくるときにはある程度のそういう検査をされるんですから、この材質、このパイプはこのパイプを使うぐらいはわかるんですから、これはいまだにわからないというのはどういふわけなんですか、調べればすぐわかることと違ひますか。

○政府委員(神谷和男君) 私どもの関係では材料の規格が設計どおりになっておるかどうかという規格をチェックするたてまえになっております。特に、JIS規格を使用しておりますので、特にメーカーその他の記録は私どもとしては県にとらしておるということにはございせん。会社自身はわかるかわからないかということに關しましては、私どもも会社に照会をしておるところでございますが、現時点ではまだ確定的な返事が参つておりません。

○田代富士男君 これも委員長、いとお願ひしたとおり明確にメーカー、そこらをもひとつはつきりしていただきたい、資料をいただきたいと思ひます。よろしゅうございませう。

○政府委員(神谷和男君) 私どもも調査をしておるところでございますので、わかりましたら御報告をさせていただきます。

○田代富士男君 そこで、われわれは専門家ではありませんが、素人の考えですが、四十五年に設置されたパイプ、ことしは五十七年です。じゃあ

創立当時から使われているパイプ、これはかれこれ十二年間使われてきている。そこで私は、この新聞で、一番最初申し上げたのはその点です。パイプが長い期間にわたって高温高圧ガスが通過することによって起こる伸縮作用でろくろなり劣化現象、亀裂が生じた可能性が強い」ということはわれわれは素人なりの考えでなるほどなあと、まあ、真実であるかどうかわかりませんが、そうかもわからぬなあと感じはする。ましていま局長は同僚委員に對しましては、早目にそういう大事なものについては交換をしよう指導しているということ、こういう大事なものが定期検査のときに合格していたからよろしいと、そういう形だったんですか——そうすると、これは早目に交換をするよう指導して、実施された場所はどこかあります。通産省の指導どおりやつて、これは十二年間取りかえていない。それを取りかえなさいよと指導をして取りかえたところの会社がありますか、教えてください。

○政府委員(神谷和男君) 具体的にいまどの会社でどういう交換が行われたかというのを御紹介するデータもございませんが、一般的に申し上げまして先ほど申し上げました肉厚試験の結果、その境界に近づいておる場合にはできるだけ安全サイドを見て早く取りかえる。会社も取りかえるし県でもそのように指導をするというのがわれわれの一般的な考え方でございます。

○田代富士男君 私は四月の一日の委員会のときに、こういうことで石油コンビナートの総点検をやつてもらいたいというのを申し上げました。通産大臣からやりますというお答えをいただきました。これをいまやつていらつしやうと思ひますが、私が一番心配するのはこれなんです。たとえば日航機の事故がありました。日航機の事故があったけれども、あれは人為的な事故である。こういう原因がわかつておればそれを改めれば事故は防げるわけなんです。今回の事故は、同僚の村田先生がこれをごらんになった、こんなに厚いもの、あんなものがめぐるわけがない。それがいま

さつき指摘しているとおりに張り込みポンプのところと安全弁のところと、これも事故の調査委員会に託しているから原因はそれであるかどうかとも未定であるけれども、現実にはそこに事故が起きていることは間違いない。そうするとこれは十二年間使用されたままのところと事故が起きてきている。人間にも寿命があります。すべてのものに一応の寿命というものがあります。そのように私は、これが劣化現象のあらわれであるならば、石油コンビナートを取りつけられているところの材質に原因があるとするならば、これは大変な問題であり、私はもう本当にこれはただごとではないと思うのですが、そういう点から現在こういう石油の直接脱硫装置をつけた、そういうところは全国にどのくらいあるんですか。都道府県名と、どういうところとそういう箇所があるのか。都道府県名、地区名あるいはそういうような個数をまず報告してください。

○政府委員(神谷和男君) 今回の鹿島の直脱と全く同じ設計の重油脱硫装置というのはございせん。ただ、非常に類似しております。設計は類似しておりますが、材質がグレードが違うというような設備あるいはほぼ同じメカニズムであるが、今回事故が起きたような回路のない設備等々、プラントによって異なっておりますが、私もはできるだけ類似したものに関しては個別に現在材質その他のヒヤリングを行っております。先ほども御説明させていただきましたが、重油脱硫装置の直脱に関しては全体的にデータを私どものところまで総点検の過程においても上げるよう指示をいたしております。重油直接脱硫装置、この鹿島のプラントと同型ではございせんものが多いとございせんが、茨城県、千葉県、愛知県、兵庫県、横濱、香川、水島二基、さらに千葉に二基、小野田、神鋼というところ、全国に十二カ所重油直脱がございせんが、先ほど申し上げましたように今回事故が起きましたような材質の配管が行われているところとところはございせん。しかし、似たようなメカニズムのもの

に関しては現在十分な調査を行っております。でございます。

○田代富士男君 局長ね、私は明確に言っているでしよう、都道府県名、地区名、それからその個数を明確に言ってくださいと言っている。いまの言い方は県名ごちゃごちゃ、場所ごちゃごちゃ、そういう答弁がありますか。明確に都道府県名を言って、地区名を言って、何個ということ言ってください。

○政府委員(神谷和男君) 先ほど申し上げましたように、総数重油直脱十二基でございせん。まず、先ほどの繰り返しになりますが、茨城の鹿島臨海地区で一基、千葉県の京葉臨海で三基、神奈川の京浜臨海で一基、愛知の名古屋臨海地区で一基、兵庫の姫路臨海で一基、岡山の水島臨海で二基、山口の小野田地区で一基、香川県の番の州地区で一基、沖縄の平安座地区で一基でございせん。

○田代富士男君 安倍大臣からこの前総点検をやりますという、そういう今回の対策に対する決意をお聞きいたしました。鹿島石油とそっくり同じ施設ではないけれども、いざにしてみてもそれに準じた施設であることは間違いない。それがまだ調査委員会の結果を待たなくてはならないけれども、材質に原因があるとするならば大なり小なりいまま言われたこの十二基、個所に於いて。県にしましては、私は石油コンビナート一斉点検の中にありまして、私も最重要事項として、肉厚検査で合格したとかそれはいままでの調査であつたかわかりませんが、それよりもやはりきょう入れて三名の人命の事故を起こしているんですから、徹底的に未然にそういう災害を防ぐ意味においてもやるべきではないかと思ひますが、通産大臣いかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いままさにその事項につきまして総点検を行っております。都道府県、関係者に総点検を行うようにというのを指示したわけ

でございます。

○田代富士男君 これに対しては特に重点的に。

○国務大臣(安倍晋太郎君) ですから、事故に関連をした事項に重点を置くということと通達を出しておりますから、まさにいま御指摘のあるような問題点が事故に関連してある。ですから、これが総点検の大きな重点になるということは言うを待たないわけでありま。

○田代富士男君 それで、私たちが現地へ参りまして一番先にお聞きした報告は何か。まず潮来の駅へ着きまして鹿島石油まで行くバスの中で聞いたことは、すべての証拠物件は警察に押収されております。何か聞けば、それは警察に押収されたものは、何にも出てきていないのです。だから警察が刑事事件の証拠品として押収したものの中には事故調査委員会が鑑定したいと思うものもあるはず。また、中には急ぐべきものがあるのではないかと思うのです。たとえば、航空機事故が起きた場合にナット一つが日がたちますと原因解明に影響が出てくるから、即座にそういうものは検査されるというような体制に航空機事故のときにはなっている。今回は、問題の起きたパイプ、それも車の中では警察へ持っていけましたという報告なんです。しかし、われわれが現地へ行きまして、村田先生はごらんになった、シートカバーが何かにかぶされたまま現地に放置してある。それで、押収されて、要するに鹿島石油も手をつけるわけにはいかない、調査委員会もそれは手をつけるわけにはいかない、こういう点、いかがなものであろうか。われわれはちよつと理解できないのです。これにはやはりそれぞれの省庁の方針というものもあるかと思ひますが、こういう点は原因解明のためにはある程度協調をしていく面があつてもいいのではないかと思うのです。この点に対して通産省とこれは警察庁との関係だと思ひますが、どうでしょうか。

○説明員(仁平園雄君) 通産省からは何回か捜査協力について依頼がございまして、たしか五日の日の事故調査委員会の現地における調査におきましては、立入禁止の措置をしておる現場にも立ち入っていただいたわけでございます。証拠品として押収しております問題のパイプ等についても検分していただいたはずでございますが、司法警察職員として刑事訴訟法に基づいて捜査活動をやっておりますので、捜査中のものでございまして、やはり捜査に支障のない範囲内において事故調査委員会の調査につきまして御協力申し上げるようにはいたしたいということで対処しております。

○政府委員(神谷和男君) ただいまの御答弁のとおりでございます。東京並びに現地で十分連絡をとりながら立入禁止区域等につきまして委員の先生方が十分調査可能なような措置を講じていただいております。さらに必要な今後の検査あるいは分析につきましても、警察においてもいろいろ分析等が必要があるかと思ひますが、双方において密接な連絡をとりつつあるところでございまして、むしろ連携によつてできるだけ効率的な原因究明を図つてまいりたいと考えております。

○田代富士男君 そこで、三月三十一日の事件が発生して以来、警察はどのような捜査をしてこられたのか。認知状況、捜査体制、捜査方針、捜査状況等について、現在発表できる範囲内で結構でございますから、発表してください。

○説明員(仁平園雄君) 先ほど申し上げましたように、関係者からの事情聴取、それから現場検証、それから鑑定、これを捜査重点といたしまして現在捜査中でございまして、これまでに関係者からの事情聴取といたしましては百十数名の方から事故発生時の状況等を中心に一応の事情聴取を終了いたしております。現場検証につきましては現在も引き続き継続実施中でございまして、また、鑑定につきましては、いかなる事項を鑑定に付すべきか、また鑑定先をどこにするか等につきましてたがいま検討中でございまして、いづれにいたしましても、なるべく早い機会に捜査の結論を得まして、事故原因を解明いたしま

すとともに、関係者の刑事責任の有無を明らかにしたいと思っております。

○田代富士男君　それで、私がいま協力をしていただければ、一つの今回の事件を通じて申し上げると思いますが、地元の消防署からの事情をお聞きしたときに、報告書では事件の報告を受けたのが二十時五十分であるとして書かれてあるけれども、これは十分間の違いであります四十五分というふうに訂正をされたとは私は記憶しておりますが、一方警察への通報は付近住宅の者が一一〇番で八時二十九分に警察では認知されているわけなんです。八時二十九分でございます。消防は八時四十五分。こうした場合、警察と消防とは同時に通報をお互いに間髪を入れずやり合うというようにすることになれば、消防の出動ももうちょっと早くこれは出動できたのではないかと私は、結果論でありますけれども、このように思うわけなんです。こういうような警察と消防の災害時の連携というものはどういふようになっているのか。今回期せずともそういう時間の食い違いがある。これは今回はどういふ横の連絡をとられたのか。そこらあたり御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(山越秀男君)　地元の消防本部といたしましては、確かに通報を受けた時点は先生御指摘のとおりでございますが、現地の話といたしましては、二十時二十九分に爆発音を聞きまして、それによって火災を確認いたしましたので、直ちに出動をしたところでございます。

なお、平時から警察と消防とは相互に協力をするというところでそれぞれ現地において協力体制を組んでいくところでございます。

○説明員(田中和夫君)　お答えいたします。

警察の方に連絡の参りましたのは二十時二十九分でございます。このときにはすでに消防の方もお参りしたというところでございまして、あえて連絡はいたしませんでしたが、普通はよく連絡しておるところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、連絡したという記録はござい

ません。

○田代富士男君　一言言えば、信頼の盲点ということがよくありますから、今後のひとつ対策に参考にしていただきたいと思います。多くは語りません。

そこで、もう私の質問時間が過ぎてしまいましたが、高圧ガスの保安規則の問題あるいは消防法の問題等で質疑をしようと思ひました。これは次回に譲りたいと思ひますが、最後に、この事故が起きたとして、今後の事故が起きた場合のときのために役立ててもらいたい立場から私は一つ申し上げますと、私たちが現場から帰るバスの中で、かなり離れたところでございまして、当日はこの近くまで車が渋滞で、会社へ行かなくてはならない一番大事な人も身動きとれなかった、また住民の人も逃げなくちやならない場合もやじ馬といひますか、どういふ車であるのか、これは大変な渋滞でありました。こういう説明を受けました。

そういうことから、私はこれはあの鹿島石油が片方が海であるという一方通行で迂回路がないという面もあるかと思ひますが、こういう東京あるいは大阪といふ大都市においては、こでたとえばニュージャパンでこの前火災事故が起きたときには、もう新宿の四谷三光町のあたりからそういう交通規制がなされたというくらいに、たちどころにそういう態勢が組まれるけれども、まだ大都市地帯でない過疎地帯における防災に対する交通整理の対策といひますか、そういう面が欠けているのではないかと。特に臨海工業地帯あるいは石油コンビナートを控えたところ、こういうところについてはあらゆる事故を想定しまして、そのときに地域住民あるいは会社に関係のある人が速やかにかつい動きのとれるような対策を講じておく必要があるのではないと思ひますが、これは今後の参考のために申し上げたい点。これは現地へ行ってきてわれわれは痛感しました。

それからもう一つは、電話ですが、電話が一時不通になった。電話をかけても通じない。これは私は、この前の宮城沖地震の仙台市における電話も不通になったというように聞いておりまし

たが、そのときに、本当にこれをただ単なる宮城の地震だけに限らず、今後のことに参考にしようと思ふならば何らかの対策をこでも講ずる必要があるのではないかと申すわけなんです。そういう点につきまして私は、提言といひますか、そういうものを含めまして最後に答弁をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○説明員(岡村健君)　今後この種事故が発生した場合、何といつても先生御指摘のように、できるだけ早く警察官が一人でも多く現場に到着して避難誘導あるいは緊急自動車等の通行の確保、こういった諸活動が的確に行われるよう対処していかなければならないと存じております。そのため警察官の招集あるいは出動等につきましてさらに検討を加えてまいりたいと、このように思っております。

石油コンビナートを管轄する都道府県警察におきましては、鹿島の場合に限らず、石油コンビナートの火災あるいは爆発などの重大事故に備えまして、防災計画に基づいて関係機関と緊密な連携のもとに計画を立てまして、平素から地域の調査、あるいは交通量の調査などの実態把握、あるいは通信訓練、部隊の招集訓練などをやっております。ところでございまして、今後とも今回の事故を教訓に踏まえまして警備計画の見直しをしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○説明員(中原道朗君)　今回の事故、また先生たはだいま御指摘の宮城沖地震にかかると、さらに種々私ども事故を経験しております。十分対策といたしまして、常日ごろから意を用いておるところでございます。

ただ、まあ残念なことには、電話のメカニズムといたしまして、事故が起こったときには何かありましたときに集中的に通話が発生いたしますというところになったときには非常にかかりにくくなる、これはやむを得ないことであります。しかしながら、こういう事態になりましても実は緊急通話、その他大事な通話というものは必ず発生す

るわけでございまして、こういうものだけは最低通話ができるように確保するというために、そういう混雑いたしましたときに限りまして一般の利用を若干制限をさせていただきまして、それゆえにトータルとして通話の最大に生ずるような措置というものを十分講じておるところでございます。

今後とも先生の御指摘をちょうだいいたしまして、十分さらに意を用ひまして、より万全に近い状態というものを作り上げさせていただきたいと思ひます。よろしくまた御指導をちょうだいいたしたいと思ひます。

○田代富士男君　最後です。

安倍通産大臣に最後にお願ひしたいのですが、四月の一日の委員会の折にも私は防災という立場から全国のコンビナートの総点検を申し上げまして、四月七日から実施されておりますけれども、今回の事故を通じて大枠こういう新聞にも報道されましたようなことは、調査委員会がまだ原因究明していないところでありまして、私も、私はそういうこともあり得るんじゃないかと思ひましたから、端的に、全国十二カ所のその基地に対しましては厳重にやっていたかといふことを、いま質疑を通じてお願ひをいたしました。これを再度要請をしたいと思います。

それと同時に、今回質問するに当たりましていろいろな資料要求を通産省にお願ひしましたが出てきません。こういう点については、われわれは憎くて質問しているんじゃないのです。やはり人命尊重という防災のためには質問しているんですから、ある程度の資料を出していただくようお願いしたい。

この二点をお願いしたいのですが、最後に大臣の今後のこのような問題に対する防災の決意をお聞きして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君)　今回の事故に当たりまして、参議院の商工委員会の委員の皆さん方がわざわざ現地を視察していただき、事故の原因等につきまして直接みずから御調査いただいたこと

に対して、心から敬意を払っております。

いま田代委員から、そうした現地の、みずからの調査等に基づきましたこの疑問点とか、それからいろいろの御判断に基づいての御質問があったわけでございます。こうした御質問等はまさにわれわれ各府庁、非常に大きな参考になったと思っております。やはり、まずこの事故の原因を明らかにして、そうして再びこうした事故を起こさないということが大事であろうと思ひまして、いま事故調査委員会が政府としても全力を挙げてその真相の究明に努めておるわけでございます。できるだけ早くこの事故原因を明らかにして、そして今後の対策に資したいと思っております。

なお、いろいろと各委員から御指摘の資料等につきましては、できるだけおそろえをして御提示をいたしたい、こういうふうに考えております。

午後三時三十八分散会

〔参照〕

派遣委員報告

- 一、派遣の目的 鹿島臨海工業地帯内の鹿島石油
- 二、派遣委員

- 委員長 降矢 敬雄
- 理事 野呂田芳成
- 理事 岩本 政光
- 理事 村田 秀三
- 委員 田代富士男
- 委員 下田 京子
- 委員 井上 計
- 委員 森田 重郎
- (現地参加)
- 委員 高杉 迪忠
- 三、派遣地 茨城県
- 四、派遣期間 四月六日
- 五、視察の概要

当日はまず鹿島コンビナートを概観した後、鹿島製油所において、さる三月三十一日発生した爆発事故について、会社、および茨城県、茨城県警、鹿島南部地区消防事務組合消防本部の各当局から事情説明を聴取し、質疑を行い、さらに計器室および事故現場を視察した。

(一) 事情説明

(1) 会社の説明

会社からは鹿島コンビナートの構成、製油所の構内図、石油精製工程など鹿島製油所の概要について説明があった後、今回の事故についてその発生から鎮圧にいたるまでの経過報告が行なわれた。

まず、鹿島製油所の概要であるが、操業開始は昭和四十五年四月、原油処理能力は日産十八万バレル、敷地面積は約八十二万坪、従業員数は約六百三十名である。

次に会社の報告によると、爆発事故の発生した第一重油脱硫装置の事故状況は次のとおりであり、四月六日現在の被災者の状況は死亡者二名、重傷者六名である。

三月三十一日

- 二〇時二十八分 事故発生(爆発音あり)
- 二九分五〇分 自衛消防車出動
- 四〇分頃 各プラント緊急停止指示
- 五〇分頃 第一報連絡先と連絡とれる(消防、警察、海上保安署、共同施設、原子力事務所)
- 四十五分頃 負傷者救急活動実施
- 五〇分 社外応援消防到着
- 二時一二分 小川消防長に指揮権を交替す
- 二三分 一斉放水
- 二時〇〇分 第一重油脱硫装置系内圧力ゼロとなる
- 五五分 火勢抑圧 コンビナートへ第二報
- 二三時〇五分 火災鎮圧

また、会社は四月一日事故対策本部を設置したが、その組織は、本社事故対策本部(本部長・社長)の下に製油所事故対策本部(本部長・製油所長)を置き、さらにその下に総務班、被災者救急班、技術対策班および事故調査班を置くものであつて、このうち技術対策班は今回異常のなかつた装置について点検を行おうとするものである。

(2) 茨城県当局の説明

高圧ガス取締法関係について報告する。縣としてとつた措置は①まず現場に職員を派遣し、事情聴取を行つたこと、②二時三〇分、会社の総務課長から事故の報告があつたこと、③その後、通商産業省当局と相談し、石油精製プラント使用停止の緊急措置命令を口頭で製油所の技術部長に伝えたこと、④四月三日、製油所の副所長から事故の概況報告があつたこと、さらに緊急措置命令を文書で手交したこと、⑤緊急措置命令書の内容は、第一集中合理化装置など五施設に対し一時使用停止を命ずるとともに、そのうち事故の発生した第一重油脱硫装置についてはとりあえず現状保全を命ずるものであること、⑥緊急連絡体制を再検討させること、⑦高圧ガス取締法・消防法の対象施設以外の施設についても全体的に安全を確認させること、以上である。

(3) 消防当局の説明

消防当局のとつた措置は次のとおりである。

- ①二〇時二十九分、爆発音で消防車を出動させると同時に、他地区に出動中の救急車を呼び戻した。
- ②二時四五分、十名ないし十五名の負傷者が発生したとの知らせがあり、救急車二台を追加出動させた。大きな火災なので各隊を配置した。
- ③二時〇〇分、消防長自身火災の中を一巡、水素発生装置が近いので二次災害の発生をおそ

れ、とりあえずタンク・ヤードに隊員を配置したが、タンク・ヤードに災害の波及する心配はなくなつた。

- ④水素発生装置に対し包囲態勢をとつたが、緊急停止命令が発せられ、あとは圧が下がるのを待てばよいこととなり、放水に努め、火災は鎮火した。
- ⑤会社の施設には直ちに使用停止を指示し、四月一日にあつたため、水素発生装置を含め、第一重油脱硫装置に使用停止命令を発した。

(4) 茨城県警当局の説明

①今回の事故の原因調査を含む捜査については、四月一日から検証に入つた。複雑な現場なので検証にあつた旬日を要する。それは、現場は再現できないので、慎重に原因を究明するために現場をよく見る必要があるからである。

- ②その他については、現在捜査中であり、細かく述べられる段階ではないので、了解してほしい。

(二)

質疑の概要

委員と会社・関係当局との間に行なわれた質疑応答のおもなものは次のとおりである。

- (1)質問 「事故発生時刻の二〇時二十八分にガス洩れ警報器は鳴つたのか、それとも通報があつたのか。」

答弁 「その時刻の三分ほど前に張り込みポンプ附近で油が洩れているようだが、おかしいという通報が計器室にあり、七名が現場にかけつけた。通報者の氏名は判明している。次いで、安全弁がおかしいという通報が別にある、もう一名がかけつけた。その直後に爆発が起こつた。」

(2)質問 「電話連絡であつたというが、警報装置・自動制御装置は初動段階で作動しなかつたのか。」

答弁 「たしかに数十点のガス濃度検知器は配置されていたが、実際には二名の巡回員による異常発見の方が計器作動より早かつたものと考えている。なお、電話連絡

というが、電話ではなく、現場と計器室との間のホット連絡装置であり、無線トランシーバーと同様の装置である。」

(3)質問 「パイプの破損した部分を警察が押収したというが、人工的破損の疑いがある」と警察は認めたのか。」

答弁 「ガス洩れがあり、危険な状況があったため会社が切断了というパイプを四月四日押収した。鑑定検査して原因を究明する。重要な物件であるが、それだけで原因を究明するわけにはいかないので、総合的に判断する。」

(4)質問 「安全弁がおかしいという連絡があったのはいつか。」

答弁 「その点については、計器室にいた運転員からまだ事情聴取ができていない。」

(5)質問 「『おかしい』という連絡があり、ならんかの異常のある状態の中で、点検・確認を行うことにしているのか。つまりかけつける作業員の安全の確認はどうなっているのか。」

答弁 「なぜ八名もかけつけたかということについては、責任者である班長が入院中であつて実情把握が困難なので明確な答弁はできない。」

平常の態勢については、装置が高温高圧であり迅速な措置が必要なので、『おかしい』というホット連絡に対し第二次動作をとる必要があると班長が判断して、可能な限りの人員を連れて現場へ行ったのではないかと考えている。

日常的には、異常を認めたときには確認せよと指示しており、その確認を中間的に行うのは係長、班長などである。たとえば油がボタリと洩れるという状態で計器作動より前に把握するよう現場の巡回を慎重にやっている。」

(6)質問 「県警は事故発生第一報をいつ受

信したか、また警察庁へはいつ報告したか。」

答弁 「第一報受信は二〇時二十九分であつた。また警察庁関東管区警察局へ二〇時四十五分に報告した。」

(7)質問 「死亡者に対する弔慰金はどうするか。」

答弁 「法定の補償および労働協約による補償に上積みすることとし、具体的には四十九日が過ぎてから行う。」

(二)資料

委員から調査に必要な資料の提出について会社および関係当局に要請があつた。

【以上】

四月二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月九日)

一、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願(第二四五一号)(第二四八七号)(第二五四六号)(第二五四七号)

第二四五一号、昭和五十七年三月二十三日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 山梨県甲府市湯村二ノ五ノ二

一 笹本吾朗 外千七百七十八名

紹介議員 降矢 敬雄君

余暇活動の効果的推進は、もはや国民的課題であり、日常生活に密着した旅行の果たす役割を一段と重要なものにしていく。同時に宿泊施設にかかわる社会的要請も高まり急速に膨張し多様化する宿泊業界は、今節度なき過当競争の渦中にある。

なかんずく資本力に物をいわせる大企業が建設するホテル等による圧迫が既存の旅館業を窮地に追い込み転廃業をも余儀なくしているのが実情である。一九八〇年代は心の時代といわれ、レクリエーション活動は、より心動的に、多面的に展開されようとしているが、このような状態が放置されれば、やがて国民の歴史的遺産ともいえる日本式サービスの原型は破壊され、永遠にかえらざるを深く憂うものである。ついては、大資本によるホテル建設を規制するとともに既存の旅館が健全な経営を維持することで安定したサービスを提供しもつて国民生活の安寧に寄与しよう、次の措置をとらねばならぬ。

一、大資本のホテル建設にあつては、大部分が中小企業者である既存の旅館業の経営を圧迫しないよう中小企業分野調整法等関係法規の検討並びに効果的運用を図るなど、より適切な措置をとること。

二、旅館業の健全な育成を図るため中小企業設備近代化資金の拡充などの施策を積極的に推進し、もつて既存旅館業の経営安定を図ること。

第二四八七号、昭和五十七年三月二十四日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 高知市鴨部一、五二〇 藤本正孝 外三百五十五名

紹介議員 谷川 寛三君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二五四六号、昭和五十七年三月二十五日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 茨城県土浦市桜町二ノ二一 今泉順次 外三百七十一名

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第二五四七号、昭和五十七年三月二十五日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 高知県土佐清水市足摺岬 田村 徹 外三百五十九名

紹介議員 林 直君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案

(アルコール専売法の一部改正)

第一条 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 政府ハ新エネルギー総合開発機構(以下機構ト称ス)ニアルコールノ製造ヲ行ハシム

政府ハ機構以外ノ者ニアルコール製造ノ委託ヲ為スコトヲ得

前項ノ委託ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ申請ヲ為スベシ

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条及第六条 削除

第七条 アルコール製造者(機構及アルコール製造ノ委託ヲ受ケタル者ヲ謂フ以下同ジ)ハ製造場又ハ蔵置場ヲ新設、変更又ハ廃止セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クベシ

第九条から第十二条までを次のように改める。

第九条乃至第十二条 削除

第十三条中「アルコール製造者」を「機構」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年度開始前ニアルコールノ収納ニ関スル当該年度ノ計画ヲ定メ之ヲ機構ニ通知ス之ヲ変更スルトキ亦同シ

第十四条第二項中「政府ハ」の下に「機構ニ」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハアルコール製造ノ委託ヲ受ケタル者ノ製造シタルアルコールニ付之ヲ準用ス第十五条第一項中「賠償金ヲ交付ス」を「収納代金ヲ支払フ」に改め、同条第二項中「賠償価格」を「収納価格」に、「公示ス」を「機構ニ通知ス」に改める。

第十八条第二項中「第十一条乃至第十六条、第二十九条ノ二第一項、第二十九条ノ三第一項、第三十条、第三十九条及第四十一条」を第十三条第一項、第十四条第一項及第二項、第十五条、第十六条、第二十九条ノ四第一項、第二十九条ノ五第一項、第三十条並ニ第四十一条に改め、同条に次の一項を加える。

機構ハ之ヲ第一項ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条ノ二 前条第一項ノ許可ヲ受ケタル者（機構ヲ除ク）次条ニ於テ同ジ。其ノ製造ヲ廃止セントストキハ許可ノ取消ヲ求ムベシ

第十八条ノ三 第十八条第一項ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各号ノ一ニ該当ストキハ政府ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 三年以上引続キ其ノ製造ヲ為サザルトキ

二 政府ニ納付スベキアルコールニ付譲渡、消費若ハ隠匿ヲ為シ又ハ之等ノ行為ニ着手シタルニ因リ第三十三条ノ規定ニ依リ処罰セラレ又ハ第四十条第一項ニ於テ準用スル国税犯則取締法第十四条第一項ノ規定ニ依リ処分セラレタルトキ

第二十九条ただし書中「試験研究ノ為政府

ノ」を「第十八条第一項ノ」に、「又ハアルコール製造者納付期日前若ハ正当ノ事由ニ因リ納付ノ遅延シタル」を「アルコール製造者納付期日ニ至ラザル場合其ノ他正当ノ事由アル」に改める。

第二十九条ノ三を第二十九条ノ五とし、第二十九条ノ二を第二十九条ノ四とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条ノ二 機構ハ石油代替エネルギーノ開発及び導入ノ促進ニ関する法律第三十九条第一項ニ規定スル業務ノ外第三十条第一項ノ規定ニ依リアルコール製造ノ業務及之ニ附帯スル業務（以下アルコール製造業務ト称ス）ヲ行フ

アルコール製造業務ニ付テハ石油代替エネルギーノ開発及び導入ノ促進ニ関する法律第四十一条第一項中「第三十九条第一項に規定する業務」トアルハ「第三十九条第一項に規定する業務又はアルコール専売法第二十九条ノ二第一項ノアルコール製造業務」トシ同法第五十二条中「政令」トアルハ「政令並びニアルコール専売法」トシ同法第五十三条第二項及第五十四条第一項中「この法律」トアルハ「この法律又はアルコール専売法」トシ同法第五十九条第三号中「第三十九条第一項に規定する業務」トアルハ「第三十九条第一項に規定する業務及びアルコール専売法第二十九条ノ二第一項ノアルコール製造業務」トス

第二十九条ノ三 機構ハアルコール製造業務ニ関スル経理ニ付テハ之ヲ其ノ他ノ経理ト区分シ特別ノ勘定ヲ設ケテ整理スベシ

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十三条第一項第一号中「特許、許可又ハ委託」を「委託又ハ許可」に改め、「製造シタル者」の下に「（機構ヲ除ク）」を加える。

第三十四条第一項第三号中「第二十九条第一項（第三十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第二十九条」に改める。

第三十五条第一号中「又ハ第三十二条第三項」を削り、「若ハ蔵置場」を「又ハ蔵置場」に、「若ハ廃止シ又ハ許可ヲ受ケタル事項ヲ変更シタル」を「又ハ廃止シタル」に改め、同条第二号中「又ハ第三十二条第三項」を削る。

第三十五条ノ二第一号を削り、同条第二号中「第十八条第二項又ハ第三十二条第三項」を「同条第三項又ハ第十八条第二項」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「第二十九条ノ二第一項」を「第二十九条ノ四第一項」に改め、「又ハ第三十二条第三項」を削り、同条を同条第二号とし、同条第四号中「第二十九条ノ二第二項」を「第二十九条ノ四第二項」に改め、同条を同条第三号とする。

第三十六条第二号中「第二十九条ノ三第一項」を「第二十九条ノ五第一項」に改め、「又ハ第三十二条第三項」を削り、「同条第二項」を「第二項」に改める。

第四十一条中「アルコール製造者其ノ製造ノ特許ヲ取消サレ又ハ其ノ業務ヲ廃止スルモ」を「アルコール製造ノ委託ヲ受ケタル者其ノ委託ヲ解除セザルモ」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）
第二条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第三十七号を次のように改める。

三十七 アルコールの専売を行うこと。

第五十条第二項中「基礎産業局にアルコール事業部」を削る。

第十号第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「行なう」を「行う」に改め、同条を同項第八号とし、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の一を加え、同条第二項を削る。

七 新エネルギー総合開発機構に関するもの（アルコール製造業務に関するものに限る。）

第三十一条中「石炭事務所及び工場」を「及び

び石炭事務所」に改める。

第三十六条の第六十号の三中「関すること。」の下に「（基礎産業局の所掌に係ることを除く。）」を加える。

（公共企業体等労働関係法の一部改正）
第三条 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ホを削る。

第三十九条中「農林水産大臣」を「及び農林水産大臣」に改め、「及び通商産業大臣（同号ホの企業に関するものに限る。）」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第四条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号を削る。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中アルコール専売法第十三条に一項を加える改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（アルコール専売事業特別会計からの権利義務の承継等）
第二条 この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務のうち、アルコール専売法第一条の規定によるアルコールの製造に関するもので政令で定めるものは、この法律の施行の時に於いて、新エネルギー総合開発機構（以下「機構」という。）がアルコール専売事業特別会計から承継する。

2 前項の規定による承継があつたときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に對し出資されたものとする。この場合において、機構は、石油代替エネルギーの開発及び導

第四条 昭和五十七年度の新専売法第十三条第二項の計画については、同項中「毎年度開始前二」とあるのは「昭和五十七年九月三十日迄二」と、「当該年度」とあるのは「昭和五十七年度」と、「機構」とあるのは「新エネルギー総合開発機構」とする。

に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がしたアルコール専売事業と組合との間の紛争に係る裁定であつて公労法第三十五条ただし書に該当するものに関する公労法第三章（第十二条を除く。、第二十五条の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までの期間についてアルコール

台へ渡項において「近衛産業共済組合」といふものが承継する。

2 通商産業省共済組合は、前項の規定によりアルコール専売共済組合の権利及び義務を承継したときは、その承継した権利に係る資産のうちアルコール専売共済組合の短期給付の事業及び国家公務員共済組合法第九十八条第一号に掲げる事業（以下「短期給付事業等」という。）に係る

組合法第百二十四条の二第一項の規定によりアルコール専売共済組合の組合員であるものとされ、れていた者及び同日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて、同項に規定する公社職員又は公庫等職員となるため退職したものである。同項中「転

出（公社職員又は公庫等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合」とあるのは「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」と、同条第二項第一号中「転出」とあるのは「公社職員又は公庫等職員となるための退職」と、同条第四項中「転出」とあるのは「の公社職員又は公庫等職員となるための退職」とする。

2 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定によりアルコール専売共済組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日においてアルコール専売共済組合の組合員であつた者で同日に退職し同項の規定による申出をアルコール専売共済組合に行つたものについては、同項中「当該組合」とあるのは、「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」とする。

3 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出をアルコール専売共済組合にすることができず、施行日前に当該申出をしていないものについては、同項前段中「組合」とあるのは「第三条第一項の規定により通商産業省に属する職員をもつて組織する組合」と、同項後段中「当該組合」とあるのは「当該組合（昭和五十七年九月三十日以前の期間については、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正前の第三条第二項第六号の規定により設けられた組合）」とする。

第十二条 この法律の施行前にした第四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第十三条 附則第三条から前条まで及び附則第十六条に定めるもののほか、この法律の施行に関

し必要な経過措置は、政令で定める。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第十四条 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条中「七人」を「八人」に改める。

（酒税法の一部改正）

第十五条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「の規定によりアルコールの製造の特許、許可又は委託」を「第三条第一項の規定によりアルコールの製造を行う新エネルギー総合開発機構又は同条第二項若しくは同法第十八条第一項の規定によりアルコールの製造の委託若しくは許可」に改める。

（酒税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の酒税法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条に次の一項を加える。

26 新エネルギー総合開発機構がアルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第 号）附則第二条第一項の規定によりアルコール専売事業特別会計から承継し、かつ、アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）第二十九条ノ二第一項のアルコール製造業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

昭和五十七年五月十日印刷

昭和五十七年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K